

警察政策学会資料 第137号

令和6（2024）年12月

江蘇省国家安全庁第6局による経済スパイ  
韓国国情院による対米影響力工作  
トランプ前大統領狙撃事件と警護の教訓

警察政策学会

テロ・安保問題研究部会

## <目次>

I	江蘇省国家安全庁第6局による経済スパイ	1
II	韓国国情院による対米影響力工作	21
III	トランプ前大統領狙撃事件と警護の教訓	37

## <前書き>

中国による経済スパイ行為に関心が高まっている。論考Ⅰは、江蘇省の国家安全庁第6局が、中国の国産旅客機の開発支援のため、ヒューミントとシギントなど多様な手法を用いて欧米企業から先端技術情報を窃取していた実態、これに対するFBIの囹捜査などの捜査手法を論述した。併せて、背後にある中国の経済スパイの論理を論じている。

西側諸国で対米諜報に積極的な国としては、イスラエル、フランス、韓国が知られている。論考Ⅱは、米国の東アジア政策を韓国に有利なものとするために、韓国国家情報院が、韓国から米国に帰化した元CIA分析官を使って行った影響力作戦の実態を論述した。併せて、FBIの通信傍受などの調査・捜査手法について言及している。

2024年7月にトランプ米国前大統領が選挙集会で狙撃を受け負傷した。この事件では、米国シークレットサービスSSの警護措置に重大な懈怠、欠陥が見られたが、論考Ⅲは、本狙撃事件の概要と警護態勢、警護措置の問題点を分析した上で、我が国の警護実務への教訓を論述したものである。

令和6年11月

テロ・安保問題研究部会 部会長  
茂田インテリジェンス研究室主宰

茂田忠良



# 江蘇省国家安全庁第 6 局による経済スパイ

## ～シギント（On-Net、Off-Net 併用）及びヒューミンツの併用～ ～FBI の囹捜査による国家安全部員の国外誘致と逮捕～

茂田忠良

### <目次>

はじめに .....	1
1 江蘇省国家安全庁第 6 局 .....	2
2 シギントによる経済スパイ活動 .....	4
3 ヒューミンツによる経済スパイ活動 .....	8
4 FBI の囹捜査による国家安全部員の国外誘致と逮捕 .....	11
5 中国による経済スパイの論理 .....	16
終りに .....	19

### はじめに

中国の国家安全部傘下の江蘇省国家安全庁第 6 局による対欧米企業に対する経済スパイ行為に関して、FBI が 2018 年に一連の事件を起訴し或いは検挙し、2024 年には国家安全部員 1 人に対して拘禁刑 20 年の判決が確定した。本事案は中国政府による経済スパイ活動の実態と特徴を明瞭に示すものである。

即ち、中国は外国企業の企業秘密情報の収集など経済スパイに力を入れているが、国家安全部傘下の江蘇省国家安全庁第 6 局は、2010 年代に欧米の進んだ航空機製造技術の窃取という任務のために、シギントとヒューミンツを併用するハイブリッド作戦を実施していた。更にシギント分野では、インターネットを経由した情報ネットワークへの侵入 On-Net（遠隔収集）作戦と、企業内インサイダーを通じた情報ネットワークへの侵入 Off-Net（近接収集）作戦を併用している。同一の諜報任務のために同一部署が、ヒューミンツとシギントの併用、On-Net と Off-Net の併用という、種々の手法を総合的に実施する、いわば「トータル」なインテリジェンスを実行しており、実に興味深い事例である。

他方、本事案では、江蘇省国家安全庁第 6 局のヒューミンツ担当官・徐延軍を、FBI は囹捜査によってベルギーまで誘い出して逮捕した。そして米国に移送して有罪判決を得ている。中国国家安全部員が米国内で有罪判決を受けた初めての事例であり、FBI の囹捜査の手法と実態を示すものとして、興味深い事例でもある。

更に、徐延軍が G メールや iCloud サービスを多用していたため、その資料から、江蘇省国家安全庁第 6 局の経済スパイ活動の「トータル」インテリジェンスの全体像が明らかになったのである。

そこで、本事案に関する米国司法省による起訴状や報道資料などの公的資料とマスメディアによる調査報道を基に、江蘇省国家安全庁第 6 局による経済スパイ活動の実態と特徴、これに対抗する FBI による罔捜査などの捜査手法、そして中国の経済スパイの論理について論述する。

## 1 江蘇省国家安全庁第 6 局

### (1) 江蘇省国家安全庁第 6 局の担当官と関係者

本事案に登場する江蘇省国家安全庁第 6 局の担当官は、査栄 Zha Rong、徐延軍 Xu Yanjun、柴萌 Chai Meng の三者である。査栄の統括の下、その下にヒューミント担当の徐延軍とシギント担当の柴萌の 2 人が、ヒューミントとシギントの両面から工作をしていた。起訴状における記述から、第 6 局内の地位は、査栄が処長、徐延軍が副処長、柴萌は科長と推定できる<sup>1</sup>。

査栄と柴萌の経歴は不明であるが、徐延軍の経歴は判明している。徐延軍は、1980 年に江蘇省の田舎に生れ、南京の大学で電気工学を専攻して卒業し一旦江蘇省内の地方都市職員として勤務した後に、2003 年に江蘇省国家安全庁に入庁して、順調に昇任を重ねてきた<sup>2</sup>。米国 FBI によって身柄を拘束された 2018 年には第 6 局の副処長であった。この間に徐延軍は、国家安全部の専門能力開発プログラムに選抜されて、南京航空航天大学の大学院で航空工学を学んでいる。徐延軍の業務は、ヒューミント担当であり、主として南京航空航天大学を活動の場として、同大学幹部（副学部長の陳鋒 Chen Feng など）の協力を得て同大学に欧米の専門家を招請し、これを足掛かりに諜報活動を行っていた。また、徐延軍はヒューミントの一環として、フランス企業 Safran の中国支社の現地社員 2 人（田曦 Tian Xi、顧根 Gu Gen）を協力者として、企業の内情を探ったり、USB メモリーを使用してのマルウェアを注入させたりしている。

シギント担当の柴萌は、「On-Net 遠隔侵入」、つまりインターネットを介したハッキングを担当しており、APT26 というハッカー集団を使って、米欧の多くの関係企業のシステムに侵入して情報を窃取してきた。APT26（別名タービン・パンダ等）集団は、劉春亮 Liu Chunliang を指導者として、他に張長貴 Zhang Zhanggui、高洪坤 Gao Hongkun、庄梟偉 Zhong Xiaowei、馬志琪 Ma Zhiqi、李瀟 Li Xiao などで構成されている。これらのメンバー

---

<sup>1</sup> 起訴状には、査栄は division director、徐延軍 deputy division director、柴萌は section chief と記載されている。中国の省レベルの国家安全庁の局の役職は、一般に、局長、副局長、処長、副処長、科長、副科長、一般職員で構成されている。

<sup>2</sup> Jordan Robertson and Drake Bennett, "A Chinese Spy Wanted GE's Secrets, But the US Got China's Instead," *Bloomberg*, 15 September 2022.

<https://www.bloomberg.com/news/features/2022-09-15/china-wanted-ge-s-secrets-but-then-their-spy-got-caught>

は、国家安全部の職員ではなく、民間企業などに勤務しながらハッキング業務も遂行する者が多い。謂わば、サイバー民兵であり、国家安全部のハッキング業務の外注と言えよう。

## (2) 第6局の任務の背景

中国は2010年代に国産のジェット旅客機の開発に取り組んでいたが、江蘇省国家安全庁第6局は、それを支援するための技術情報の収集任務を付与されていたと見られる。その背景は次の通りである。

### (ア) 中国商用飛機有限責任公司 COMAC (本社、上海) の存在<sup>3</sup>

中国の主要な民間商用航空機の製造企業は、2008年に誕生した国有企業である中国商用飛機有限責任公司 (Commercial Aircraft Corporation of China、略称 COMAC) である。COMAC は、江蘇省に隣接する上海に本社を置き、2010年代には、エアバス A320 やボーイング 737 に対抗し得る国産の中型旅客機 C919 を開発していた。しかし、中国の技術力では、多くの主要部品を米欧先進国の企業に頼らざるを得なかった。実際、C919 は、米国の GE 社、Honeywell 社、Parker Aerospace 社、Rockwell Collins 社、Crane AE 社、フランスの Safran 社、French Aircell 社など多くの米欧企業に主要部品を依存していたのである。しかし、中国としては、迅速に国産技術への代替を狙っており、主要部品を供給する米欧企業に対して、技術移転、合弁事業、技術窃盗、サイバー攻撃など各種の手法によって情報を収集していたと見られる。特に、エンジンは、GE アビエーション社と Safran 社の合弁会社である CFM International 社に LEAP-1C エンジンの開発製造を委託していたが、中国政府は、COMAC 及び中国航空工業集团有限公司 (Aviation Industry Corporation of China、略称 AVIC)<sup>4</sup> の両社に対して、LEAP-1C に比肩し得る国産エンジンを迅速に開発するように指示していたと見られる。実際、COMAC と AVIC の合弁会社である中国航空発動機集团有限公司 (Aero Engine Corporation of China、略称 AECC) が2016年には LEAP-1C エンジンに類似する CJ-1000AX エンジンを開発している。

このように国産旅客機開発の情報ニーズの主体である COMAC 社が、江蘇省に隣接する上海市に本社を置いていたのである。

### (イ) 南京航空航天大学 (南京市) の存在

江蘇省の省都である南京市には、南京航空航天大学が所在している。

南京航空航天大学は、いわゆる「国防七子」と呼ばれる国防関係7大学の1つで、中央政府の工業情報化部の管轄下であり人民解放軍のために先端軍事技術の研究開発を行うことを任務としている。その南京航空航天大学は、COMAC 社や AVIC 社とは密接な協力関係にあるとされており、国産旅客機開発においても当然に協力関係にあると考えるのが自然である<sup>5</sup>。その南京航空航天大学と江蘇省国家安全庁の本部は同じ南京市に所在し、且つ、後述するよ

---

<sup>3</sup> CrowdStrike Global Intelligence Team, *Intelligence Report: Huge Fan of Your Work: How Turbin Panda and China's Top Spies Enabled Beijing to Cut Corners on the C919 Passenger Jet*, 2019 October 2019, pp2-4.

<sup>4</sup> 戦闘機、爆撃機、空中早期警戒機、ヘリコプター、商用飛行機などを生産する中国の巨大な国有航空防衛企業である。

<sup>5</sup> CrowdStrike Global Intelligence Team, *ibid.*, p.6.

うに両者は普段から協力関係にあるのであるから、江蘇省国家安全庁に対して COMAC による旅客機開発のための技術情報の収集任務が付与されるのも自然なことと考えられる。

#### (ウ) 仏 Safran 社の子会社が江蘇省蘇州市に存在

フランスの航空宇宙産業の Safran 社は、江蘇省蘇州市に支社を置き、エンジン部品の製造やエンジンのメンテナンスを行っている。COMAC 社による商用旅客機開発に関連して、国家安全部の主要な諜報対象である Safran 社の支社が江蘇省内に所在するのであるから、江蘇省の国家安全庁に対する情報収集の任務付与は自然である。

上記の要因から、江蘇省国家安全庁第 6 局に対して、中国国産の中型旅客機 C919 の開発に関連する技術情報の収集任務が付与されたのであろう。但し、江蘇省国家安全庁第 6 局の任務は本任務に限定されている訳ではない。また、他省の国家安全庁に対しても同様の商用旅客機開発のための情報収集任務が付与されている可能性も否定するものではない。

それでは、以下、第 6 局によるシギント及びヒューミント活動を、国産旅客機開発関連を中心に見ていこう。

## 2 シギントによる経済スパイ活動 (On-Net と Off-Net)

江蘇省国家安全庁第 6 局による経済スパイ活動の内、先ず、シギントによるスパイ活動を取り上げる。これは、既述のように第 6 局の処長である査栄の指揮下で、科長である柴萌が、APT26 (別名タービン・パンダ等) と呼ばれるハッカー集団を使って行ったものである。また、同じく副処長である徐延軍が企業インサイダーを使って、即ち「Off-Net 近接侵入」という手法によってマルウェアを仕込んでいる。

これらについては、米国司法省が、2018 年 10 月に国家安全部員を含む中国人 10 名をコンピュータ濫用罪 (合衆国法典第 18 編 1030 条) 等の罪で起訴しその旨を公表している。起訴状<sup>6</sup>や米司法省の発表<sup>7</sup>によって、このシギントによるスパイ活動の概要を見てみよう。会社名の多くは、起訴状等の公式資料に記載がないが、公式資料や報道資料などから推定できる場合は記載している。

### (1) 事件の概要

起訴されたのは、江蘇省国家安全庁第 6 局 2 人 (査栄、柴萌)、ハッカー 6 人 (劉春亮、

---

<sup>6</sup> Criminal Indictment: United States v. Zhang Zhanggui, Zha Rong, Chai Meng, Liu Chunlian, Gao Hongkun, Zhong Xiaowei, Ma Zhiqi, Li Xia, Gu Gen, Tian Xi, No. 18CR3132-H (S.D. Cal. 2018) .

<sup>7</sup> U.S. Department of Justice, “Chinese Intelligence Officers and Their Recruited Hackers and Insiders Conspired to Steal Sensitive Commercial Aviation and Technological Data for Years,” *Justice News*, 30 October 2018, <https://www.justice.gov/opa/pr/chinese-intelligence-officers-and-their-recruited-hackers-and-insiders-conspired-steal>

張長貴、高洪坤、庄梟偉、馬志琪、李瀟）、企業インサイダー2人（顧根、田曦）である<sup>8</sup>。彼らは、少なくとも2010年1月から2015年5月の5年間以上にわたって13社の企業のシステムに侵入し、データを窃取してきた。

13社の内、起訴状に会社名が記載されているのは米企業のCapstone Turbines（本社ロスアンゼルス）だけであるが、他の12社の内9社は、仏Safran社、米Honeywell社、英BAE Systems社など航空宇宙企業であり、他にハッキングの踏み台に使ったIT企業なども含まれている。13社の国別内訳は、米企業8社、仏企業2社、英企業2社、豪企業1社である。

彼らの主目的は、当時フランス企業Safranと米国企業GEが共同開発していた商用ターボファン・エンジンLEAPの技術情報の窃取であった。その背景は、当時、中国のCOMACとAVICの合弁会社AECCが同種の商用ターボファン・エンジンCJ-1000AXを開発しており、その支援のための産業スパイである。この他、米・英・仏の航空機の部品を製造する関係企業の情報システムを狙ったのである。

## （2）On-Net、或いは「遠隔侵入」（APT26によるハッキング）

江蘇省国家安全庁第6局の柴萌指揮下のAPT26グループ（別名タービン・パンダ等）は、米国や中国など世界中で多くのウェブメールのアカウントを開設し、また、米国を含む世界中で多くのサーバーをリースして、通信は多くのサーバーを経由するなどして、ハッカー通信の秘匿に努めている。具体的なハッキング手法としては、スパイ・フィッシング、「ドッペルゲンガー型ドメイン」（本物のドメイン名に酷似した偽ドメイン）の設定使用、正規ドメインの乗取り（他人の正規ドメイン名を不正に支配すること）、「水飲み場攻撃」（ウェブサイトを乗取ってマルウェアを仕込み、当該ウェブサイトへの訪問者の端末にマルウェアを感染させる攻撃手法）など、多彩な手法を使っている。マルウェアは、SakulaとかIsSpaceなどAPT26に特有のものを使用している。ハッキングの実例として、起訴状は次の事例を挙げている。

### （ア）Capstone Turbines社（本社ロスアンゼルス）を利用した攻撃

2010年1月にCapstone Turbines社のシステムにスパイ・フィッシング攻撃をかけて侵入し、同社の情報を窃取すると共に、同社のメール用サーバーにメールアドレスを設定し、そのメールアドレスからCapstone Turbines社の正規のメールを偽装してスパイ・フィッシング用のメール送信を始めた。更に2012年には同社のウェブサイトを乗取って「水飲み場攻撃」を始めた。これによりCapstone Turbines社のウェブサイトを訪問する関係企業の社員の端末にマルウェアを感染させたのである。

### （イ）アリゾナ州の航空宇宙企業に対する攻撃

2012年5月、アリゾナ州にある航空宇宙企業のシステムに対して、スパイ・フィッシング攻撃で侵入に成功し、2013年には同社のサーバーに保管されている企業秘密を大量に取得した。

---

<sup>8</sup> 徐延軍は、本事案では起訴されていないが、後述するように、FBIによって身柄を確保されて、米国内で別途起訴され有罪となっている。



### (ウ) サンディエゴ市のハイテク企業に対する攻撃

2012年8月から米サンディエゴに本社を置くハイテク企業に対して攻撃を行い、2014年1月までの間に、同企業の40以上のコンピュータ・システムに侵入して各種のマルウェアを仕込んで、情報を窃取した。

### (3) Off-Net、或いは「近接侵入」（インサイダー攻撃）

上記は On-Net 或いは「遠隔侵入」というインターネットを經由したハッキングであるが、江蘇省国家安全庁第6局は、企業内の内部協力者を使ってシステムに直接的にマルウェアを仕込む手法も使用している。

それは、フランス企業 Safran 社の中国江蘇省蘇州市にある支社に対してである。同社はターボジェット・エンジンを開発製造する重要標的であり、当然インターネット経由での On-Net 攻撃も仕掛けている。例えば、2013年末又は2014年初には、同社従業員にネットワーク管理者からのメールを偽装してフィッシング攻撃を掛けたが、成功はしなかったようである。

相前後して、第6局の副処長である徐延軍は、Safran 社の蘇州市にある支社のプロダクト・マネージャであった田曦に強要して、マルウェアを仕掛けさせている。即ち、徐延軍は、2013年11月頃から田曦に対して、フランス本社幹部フレデリック・ハスコエの蘇州支社への出張時に、同人の業務用ノートパソコンに対するマルウェア注入を数回に亘って要求していたが、田曦は遂に翌2014年1月25日に出張者のパソコンに USB ドライブを挿入してマルウェアを感染させるのに成功した。マルウェアが感染すると、同パソコンから「ドッペルゲンガー型ドメイン」の「ns24.dnsdojo.com」向けに感染成功を知らせる通信（ビーコン）が送信され、また、2月19日にも同パソコンから通信（ビーコン）が発信されている。

すると、米国当局はこの2月19日の通信を探知した模様で<sup>9</sup>、米国 FBI はフランス当局の対内安全保障総局 DGSI にこの通信（ビーコン）活動を通報した。フランスの対内安全保障総局は、Safran 本社に警告を発したようで、蘇州支社の IT 技術・セキュリティ責任者である社員・顧根に記録を調査するように指示をした。ところが、顧根も既に徐延軍の協力者となっていたために、徐延軍は顧根から通報を受け、江蘇省国家安全庁の同僚・柴萌に通報した結果、ハッカー劉春亮が「ドッペルゲンガー型ドメイン」を削除して証拠を隠滅した。

なお、徐延軍がフランス本社からの出張者の業務用ノートパソコンに内部協力者を使ってマルウェアを仕込んだ目的は、出張者が帰国して感染したパソコンを Safran 本社のシステムに接続することによって、本社のネットワークへの侵入だったのであるが、フランスに帰国後に、ノートパソコンからマルウェアが発見され、本社ネットワークへの侵入は失敗に終わった<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> 起訴状には、感染したシステムからの通信（ビーコン）を米国のどの機関が捕捉したかについての記載はない。捕捉したのは NSA である可能性が高いと思われる。

<sup>10</sup> 出張者のノートパソコンからのマルウェアの発見が、Safran 社の通常の業務手順によるものか、或いは、特別な情報があつての阻止であつたのかは、不明である。Jordan Robertson and Drake Bennett, *ibid.*

#### (4) 若干の考察

##### (ア) 国家安全部の工作で興味深い点

本事案で興味深い点は、既述したように、中国国家安全部がそのハッキング工作に当り、NSA のいう On-Net 遠隔侵入と Off-Net 近接侵入(ここでは内部協力者工作 insider-enabling) の両方法を併用していることである。即ち、一方で、劉春亮や張長貴らの APT26 ハッカー集団が、インターネットを経由して「スパイ・フィッシング攻撃」「水飲み場攻撃」などの手法で、標的システムに侵入している。他方、標的企業 Safran に対しては、On-Net の攻撃と同時に、中国現地社員を協力者に仕立てて Off-Net 近接侵入でマルウェアを仕掛けている。遠隔侵入と近接侵入の併用は、中国のハッキング手法の高度化、多彩化、そして柔軟性を示していると言えよう。

##### (イ) FBI による本事件の探知・解明の経緯

本事案のように、中国内で行われている経済スパイ行為を解明して起訴まで持ちこむのは容易なことではない。後述するように徐延軍は、G メール・アカウントを二つ持ち、スマホは iPhone を使用し、更に iCloud のアカウントも持ち、これらを多用していた。FBI は捜査の過程で 2017 年にはこれらの事実を把握し、米国内のグーグルやアップルのデータセンターから多くの情報を収集できたのである。その結果、徐延軍と上司の査栄、同僚の柴萌、企業インサイダー田曦らの間の通信を捕捉し、事案を解明して起訴するまでに至った。

しかし、起訴状には、それだけでは把握できない情報も記載されている。例えば、米国インテリジェンス(推定、NSA)は、2014 年段階で Safran 社の業務用パソコンにマルウェアが仕込まれたことを既に探知していた。また、「(2) On-Net、或いは『遠隔侵入』」で記述した事実の多くは、徐延軍の通信からは把握できない事実である。更に、2013 年のスノーデン漏洩資料を見ると、NSA は、Byzantine Hades というコードネームで、中国のハッカー集団の解明作業(ハッカー集団をハッキングする作業)をしており、相当の成果を挙げていた<sup>11</sup>。従って、APT26 についても、その活動のある程度把握していた可能性がある。しかし、その情報だけでは証拠として不十分である可能性があり、また、証拠として使うことによって NSA のシグント能力を暴露してしまうことは避けたいところである。

ところが、本事件では、幸いなことに、国家安全部員・徐延軍が G メールや iCloud を多用していた。スノーデン漏洩資料によって、G メールや iCloud については、米国当局はデータ収集が可能なが既に暴露されているので、この情報を中心に起訴資料を構成すれば、それ程のインテリジェンス・ソースの暴露ではないと判断したと考えられる。そこで、NSA のハッキング能力を隠しつつ、徐延軍関係の米国内データセンターにある情報を使用して起訴した可能性が高いと見られる。

##### (ウ) APT26 によるその他の活動

本事件に関する起訴状によれば、江蘇省国家安全庁による対外諜報の目標は非軍事目標であり、本事件は民間企業に対する企業秘密情報の窃取であった。この他、APT26 によるハッキングの実例で有名な事例としては、2015 年の米国人事管理局に対するサイバー攻撃があ

<sup>11</sup> 茂田忠良『サイバーセキュリティとシグント機関～NSA 他 UKUSA 諸機関の取組～』(情報セキュリティ総合科学第 11 号、2019 年)、68-70 頁参照。

る。この攻撃では、米国内務管理局の情報システムへの侵入に成功し、①人事管理用データベースから、連邦職員の現職・OBの個人情報 420 万人分、②個人背景調査の記録データベースから、連邦職員又は契約職員の現職・OB・応募者の個人情報 2150 万人分を窃取したとされる。特に個人背景調査記録は、外国諜報機関にとって極めて貴重な情報で、米国政府職員と友人知人関係にある中国人を脅迫し、協力者として獲得し、或は処罰するための資料として利用することが可能である。また、米国諜報機関職員や政府職員に対してスパイ工作を仕掛けるための最高の基礎資料としても利用可能である。そのため 2015 年 7 月に当時の FBI 長官 Comey 氏は「これは職員情報の宝の山である」と語っている。APT26 は、このように米連邦政府の機微情報も盗み出しているのである。詳細は拙稿<sup>12</sup>を参照されたい。

### 3 ヒューミントによる経済スパイ活動

次に、江蘇省国家安全庁第 6 局による経済スパイ活動の内、ヒューミントによる経済スパイ活動を取り上げる。これは、処長・査栄の指揮下に主として副処長・徐延軍が担当した活動である。

徐延軍は、2018 年 4 月にベルギーに誘き出されて逮捕され、同年 10 月に米国に移送されて、経済スパイ（合衆国法典第 18 篇第 1831 条）や企業秘密窃盗（同第 1832 条）の罪で起訴された。そして 3 年後の 2021 年 11 月に陪審裁判で有罪判決が出され<sup>13</sup>、2022 年 11 月に拘禁刑 20 年を宣告された<sup>14</sup>。その後控訴したものの控訴審は 2024 年 8 月に控訴を却下し、原審判決が確定している<sup>15</sup>。

本章では、起訴状<sup>16</sup>など公的資料とマスメディアによる調査報道を基に、徐延軍によるヒューミントの実態を見ることとする。なお、FBI による徐延軍の国外誘致と逮捕については、FBI による捜査手法の観点から次章で取り上げる。

#### (1) 江蘇省国家安全局第 6 局によるヒューミント工作の概要

ヒューミントは徐延軍の担当で、起訴状によれば、彼は遅くとも 2013 年以降 2018 年ま

---

<sup>12</sup> 茂田忠良『国家安全保障庁の実態研究』（警察政策学会資料第 82 号、2015 年）98-100 頁脚注。

<sup>13</sup> Department of Justice, “Jury Convicts Chinese Intelligence Officer of Espionage Crimes, Attempting to Steal Trade Secrets,” *Press Release*, 5 November 2021.

<sup>14</sup> Department of Justice, “Chinese Government Intelligence Officer Sentenced to 20 Years in Prison for Espionage Crimes, Attempting to Steal Trade Secrets From Cincinnati Company,” *Press Release*, 16 November 2022.

<sup>15</sup> Kellen Dwyer and Grace Hochstatter, “6th Circuit Upholds 20-year Sentence of Chinese Spy, Convicted of Espionage Crimes, Attempting to Steal Trade Secrets,” *Alston & Bird Privacy, Cyber & Data Strategy Blog*, 12 August 2024, <https://www.alstonprivacy.com/6th-circuit-upholds-20-year-sentence-of-chinese-spy-convicted-of-espionage-crimes-attempting-to-steal-trade-secrets/>

<sup>16</sup> Criminal Indictment: United States v. Xu Yanjun, No. 1 : 18CR-43 (S.D. Ohio, W. Div. 2018) .

で、中国政府や企業が必要とする最先端の航空機技術を手に入れるスパイ活動をしていた。具体的には、外国、特に米国企業の専門家を、南京航空航天大学における意見交換や講演を名目に招請し、これを足掛かりとして旅費と謝礼の提供や飲食接待、或いは中国国内にいる家族・親族関係を利用して工作を行い、協力者としていくものである。

工作の場となった南京航空航天大学は、副学部長の陳鋒が徐延軍と連携して、LinkedIn（ビジネス SNS の 1 つ）で情報価値のありそうな海外の研究者を探しては、同大学での講演に招請するなど、江蘇省国家安全庁とは密接な協力関係にあった。それは、同大学が既述（第 1 章）の通り、いわゆる「国防七子」と呼ばれる国防関係 7 大学の 1 つで、最先端の航空機技術を求める中国国有の航空産業企業の COMAC 社や AVIC 社と密接な協力関係を保持しており、更に、大学の最高権力者は中国共産党の大学党委員会書記であるので、中国共産党の方針に従って対外諜報活動に協力するのは当然なことなのである。決して、副学部長・陳鋒の個人的発意で協力している訳ではないことを認識しておく必要がある。

情報収集の標的となった外国企業は、先端技術を持つ企業であり、米国のほか、英国、フランスなどに及んでいる。また、標的は、中国人で海外移住した研究者が多い。それは、中国への帰属意識や文化的親近性、更には中国国内にいる家族・親族関係を利用することができるからである。

徐延軍の具体的な工作手法は、南京航空航天大学と友好関係にある「江蘇省国際科技発展協会」の副秘書長ク・ファイを自称して、標的となった人物に安心感を与えて工作するものである。「江蘇省国際科技発展協会」は、徐延軍が国家安全部員の身分を隠して、工作するためのフロント組織である。この他、南京航空航天大学の職員を自称することもあったようである。こうして、大学や研究機関との学術交流を名目に、中国系或いは外国人の専門家を旅費と謝礼を払って招請し、これを足掛かりに飲食接待や観光、或いは中国国内にいる家族・親族関係を利用して、人間関係を作って協力者としていく手法が多用されている。

その他、協力者としての獲得には至らなくても、講演やプレゼンを受ける学生や研究者の中に当該分野に精通した者を加えて、質問攻めにして、結果的にグレイゾーンの情報を聞き出す手法もある。熱心で詳しい聴衆からの機微な質問に対して、全て回答を拒否し続けることは結構難しいことである。更に、外国人専門家の滞在するホテルの部屋に忍び込んでノートパソコンなどのデータをコピーするという情報窃盗の手法も使用している。

## （２）具体的な工作事例と手法

以下、徐延軍の裁判で判明した具体的な工作事例を紹介する。これらは徐延軍の裁判において同人の通信記録から明らかにされた事例であり、また、事例（ア）、（イ）は工作対象者本人が証人として出廷もしている。

### （ア）Honeywell 社アーサー・ガウに対する工作（2003 年～2018 年）<sup>17</sup>

Honeywell 社のエンジニアであるアーサー・ガウは、2003 年前後に、南京航空航天大学の

---

<sup>17</sup> Jordan Robertson and Drake Bennett, *ibid.*

--Yudhijit Bhattacharjee, "The Daring Ruse That Exposed China's Campaign to Steal American Secrets," *The New York Times*, 7 March 2023, updated 15 June 2023.

ヘリコプター設計に係わる研究所長からの依頼で、旅費は中国側の負担で何回か講演に訪れていた。その際、自称大学関係者の査栄との連絡が次第に増え、ガウが一度母親を上海に同伴した際には揚子江上流遊覧で歓待を受けた。しかし或る時、Honeywell 社の特定の航空機プロジェクトに関する情報提供を要求されたためガウが拒否し、関係が途絶えていた。

ところが 2014 年 1 月に退職間際のガウに久しぶりに査栄からメールが届き、通信の遣り取りが復活した。2016 年初にガウが歌舞芸術分野の友人に会うために北京を訪問したところ、空港に査栄と徐延軍が出迎え、夕食で接待され、更に徐延軍から強引に 3000 ドルを渡されてしまった。

ガウは、2017 年には再び訪中して、ホテルの一室で、数人の技術者と徐延軍を含む職員に対して講義をしたが、Honeywell 社が製造する航空機の補助動力装置について、アルゴリズムやデザインに関する機微情報を含むパワーポイント資料を事前に送信していた。ガウは、既に現金を受け取っていたのでお返しをする義務を感じていたという。この際、徐延軍は講演料と旅費として 6200 ドルを渡したが、更に、徐延軍の同僚の男女 2 人がガウを風光明媚で知られる浙江省の西湖の観光旅行に 1 泊 2 日で案内した。

ガウは、こうして徐延軍に籠絡されて、2018 年秋に再び訪中を計画していたところで、アリゾナの自宅に FBI が踏み込んだのである<sup>18</sup>。

#### (イ) Boeing 社の IT 専門家スン・リー（仮名）に対する工作<sup>19</sup>

スン・リーの父親は中国で研究者の職にあるが、徐延軍から父親とコンタクトがあるというメールが来て、通信の遣り取りが始まった。徐延軍が、スン・リーの IT における専門知識と経験を教えて欲しいというので訪中して会合したが、徐延軍が関心を持っていたのはスン・リー自身の知識経験ではなく、「私が提供できない何か他のもの」（Boeing 社の企業秘密）であることが分かった。そこでスン・リーは連絡を絶ったという。

#### (ウ) 航空産業企業 Fokker 社のエンジニアに対する工作<sup>20</sup>

土地再開発によってエンジニアの中国人の両親が家を失ったが、徐延軍が両親の支援をした。そこでエンジニアは、徐延軍の招待に応じて、訪中して中国の研究所との情報交流に参加した。

#### (エ) 英国人エンジニアのノートパソコン等からのデータ窃取<sup>21</sup>

2014 年 4 月に、米国の軍用機 F-35 や E-2 について情報を持っている英国人エンジニアが南京に来訪した際には、徐延軍は安心感のある非営利団体職員を仮装<sup>22</sup>して学術交流に招待し、査栄が夜にホテルの宴会場で接待して時間を稼いでいる間に、徐延軍が国家安全部の技術者と共にホテルの部屋に忍び込んで英国人エンジニアのノートパソコンや外部記憶装置の

<sup>18</sup> アーサー・ガウ自身は、2021 年 5 月、輸出規制品の無許可輸出の罪で、アリゾナ州の裁判所で有罪答弁をし、2022 年 3 月に保護観察 3 年罰金 1 万ドルの判決を受けている。徐延軍の裁判で証人出廷したため、減刑されたものとみられる。Yudhijit Bhattacharjee, *ibid.*; Jordan Robertson and Drake Bennett, *ibid.*

<sup>19</sup> Yudhijit Bhattacharjee, *ibid.*

<sup>20</sup> *Idem.*

<sup>21</sup> Jordan Robertson and Drake Bennett, *ibid.*

<sup>22</sup> 「安心感のある非営利団体」の名称は、Jordan Robertson and Drake Bennett や Yudhijit Bhattacharjee による調査報道には記載されていないが、「江蘇省国際科技発展協会」であると思われる。

データをそっくりコピーとってしまった。情報窃盗も行っているのである。

本件は、商用旅客機ではなく、米軍用機に関する情報窃取である。このような来訪者からの情報窃盗は興味深いが、国家安全庁としては普遍的な手法であろう。

## 4 罔捜査による中国国家安全部員の国外誘致と逮捕

以上、江蘇省国家安全庁第6局によるシギントとヒューミントを併用した経済スパイ活動について見てきたが、これらの実態を明らかにする上で、FBIによる第6局副処長の徐延軍の逮捕が大きな役割を果たしている。

徐延軍は、GE社の優れた航空機用ターボファン・エンジン技術を入手する目的で、GEアビエーション社の中国系研究者に対して工作を仕掛けたのであるが、工作途上でFBIがこれを探知して、逆に同研究者を罔捜査に協力させて、企業秘密情報の提供を餌に徐延軍を国外に誘い出して逮捕したのである。本事案は、FBIの罔捜査の手法と実態を示す資料として有益であるので、その顛末を起訴状<sup>23</sup>や調査報道<sup>24</sup>を基に記述する。

### (1) 徐延軍のデビッド・チェンに対する工作開始

徐延軍が工作対象としたのは、GEアビエーション社の中国系研究者のデビッド・チェン（「鄭」）である。

チェンは、中国東北部の田舎の出身で、ハルピン工業大学を卒業した後、大学院で構造工学の研究を続けるために2003年に米国に留学し2007年に博士号を取得した。その後GE社に就職し、ニューヨークの研究所で数年間勤務した後に、オハイオ州シンシナティ市のGEアビエーション社に異動してジェットエンジンの研究に携わっていた。

そのチェンに対して、2017年3月LinkedIn（ビジネスSNSの1つ）経由で、南京航空航天大学の副学部長の陳鋒から、同大学での講演依頼が舞い込んできたのである。チェンは、甥の結婚式やハルピン工業大学の同窓会に帰国して出席したいと考えていたので、迷わず南京航空航天大学からの提案に応じた。

チェンは、2017年5月に一時帰国をして、帰国日程の最後に北京から南京に移動して6月2日に南京航空航天大学で講演をした。同大学では、副学部長の陳鋒から、自称「江蘇省国際科技発展協会」副秘書長ク・ファイ（実は徐延軍）を紹介された。チェンは講演後に、旅費と講演謝礼として3500ドルを受け取ると共に、夕食の接待を受けたが、夕食会には陳鋒に加えて徐延軍や教授2人が参加した。チェンはその後上海を経由して米国に帰っている。

さて、GE社は炭素繊維の複合材を使用したジェットエンジンで世界の業界をリードしているが、チェンはその部門の研究者であり、江蘇省国家安全庁の徐延軍の関心はそこにあったのである。一方、チェンは企業秘密を守るべく、企業秘密情報を除いて複合素材について

<sup>23</sup> Criminal Indictment: United States v. Xu Yanjun, *ibid.*

<sup>24</sup> Yudhijit Bhattacharjee, *ibid.*

--- Jordan Robertson and Drake Bennett, *ibid.*

講演した。ところが、チェンの誤ちは、第1に、講演についてGE社の承認を得なかったことである。というのも、GE社は企業秘密の漏洩を危惧して、米国内においてすら外部講演は殆ど許可しないので、チェンは許可を取らずに講演したのである。第2に、プレゼン資料の中にGE社の社内資料が含まれていたことである。チェンは帰国後、講演で使用したパソコンからプレゼン資料を削除し忘れていたことに気が付いて、講演に出席した大学の学生に対してEメールでプレゼン資料の削除を依頼している。

## (2) チェンFBIの捜査に同意する

さて、FBIは、何らかの方法で、チェンの南京航空航天大学における講演を探知した<sup>25</sup>。南京訪問から1ヵ月も経たない2017年6月末頃、FBIのブラドレー・ハル捜査官がGE社の「内部脅威」特別班に連絡を取り、その後GE社の協力を得て企業秘密窃盗の捜査を進めた。そして10月25日から3日間、FBI捜査官、検察官、GE社セキュリティ担当官の3者が、GE社の密室で今後の対応について協議を重ねた。

11月1日、チェンが出勤すると、IT部門からコンピュータの保安検査と称して、チェンの属する部門の全員に対して、外付けハード・ディスクの提出が指示された。次にノートパソコンの提出の指示が来た。数時間後、今度はチェンが呼び出され、GE社のセキュリティ担当官のインタビューを受けた。チェンは、半年前の訪中の目的と訪問先を質問されたが、大学同窓会への出席と家族に会うためと答えて、南京航空航天大学訪問の事実は隠したのである。すると次に、ハル捜査官などFBI捜査官2人によるインタビューに移行し、同じ質問を何回も繰り返されたが、チェンは供述を変えなかった。すると、FBI捜査官は、チェンの南京訪問の証拠を突き付けたのである。

万事休すである。連邦職員による事情聴取に対して嘘を付くのは犯罪である（合衆国法典第18篇1001条(a)項：虚偽供述罪）。チェンは、仕方なく、南京航空航天大学訪問について全てを自供した。その自供の内容を聞いて、FBIのハル捜査官は、これは中国国家安全部員による南京航空航天大学を場とした協力者獲得工作であると判断したのである。そこでハルはチェンに対して、FBIに協力してその防諜作戦に参加するのであれば訴追しないと約束をする。チェンは仕方なく同意して、FBI管理の下の囮作戦が開始されたのである<sup>26</sup>。

なおチェンのインタビューと並行して、自宅の家宅捜索が行われていたが、自宅のノート

---

<sup>25</sup> FBIが如何なる方法で、チェンの南京航空航天大学訪問を探知したのか、情報収集手法として大いに関心を持たれるところであるが、不明である。起訴状の記載を見る限り、FBIはGEアビエーション社よりも前にチェンの同大学訪問を探知していたようなので、FBI又はNSAがシグント活動によって探知した可能性が高い。探知手法として考えられるのは、在米の優秀な中国系研究者をリスト化して、彼らの訪中時の訪問先をスマートフォンの位置情報から把握して不審者を探知する手法、或いは、南京航空航天大学を訪問する米国国民や永住者をこれもスマートフォンの位置情報から探知してそこから不審者を探知する手法などである。何れの場合も、経済スパイ対策や内部脅威対策で、企業の保全部署とFBIの日頃の協力、情報交換の存在が前提となる。

<sup>26</sup> 虚偽供述罪の活用は、FBIによる犯罪捜査や国家安全保障調査における常套手段である。被疑者或いは対象者の不都合な行動を把握した場合に、対象者をインタビューして、その際に当初は把握情報を伏せて、対象者に自由に供述をさせる。そこで対象者が虚偽の供述をした場合には、司法捜査の取調においてであれ、国家安全保障調査に対する任意の供述であれ、それだけで、犯罪が成立するので、その犯罪を入り口として捜査を進めるのである。或いは、本件のように、虚偽供述罪での起訴をチラつかせて捜査に協力を求めるのである。

パソコンからは、チェンが職場でダウンロードした「輸出規制品」と指定された資料5点が発見された。「輸出規制品」の資料は、チェンがノートパソコンに保管していただけで、南京航空航天大学の関係者とは共有しなかったが、無許可で国外に持ち出ただけで犯罪を構成する。チェンは、虚偽供述罪の他に輸出規制品の無許可輸出の罪でも訴追可能となってしまうのである。

### (3) 徐延軍に対する囮作戦の実施

チェンは、2017年6月に中国から米国に帰った後も、南京航空航天大学の関係者とはWeChatやEメールで通信を維持していたが、11月にFBIの囮捜査への協力に合意した後、FBIの囮作戦が開始された。即ち、チェンと同大学関係者の間の連絡の中で、既に、徐や大学副学部長の陳鋒から再度の大学での講演招請の話が出ていたために、12月20日チェンがWeChatを使って徐延軍に対して、翌2018年2月の旧正月には中国の親族を訪問する予定であると知らせると共に、情報提供への積極姿勢を示したのである。すると、2018年の1月には徐延軍から具体的な情報要求が始まった。これに対して、FBIはGE社に依頼して情報価値がありそうに見える文書を作成してもらい、チェンはこれを徐延軍に送って、徐延軍の信頼と期待を高めた。次に2月初旬チェンは、3月末にフランス出張の予定が入ったので、その準備のために旧正月は中国に帰国できなくなったと知らせ、徐延軍をガッカリさせる。ところが、その1週間後にチェンは、徐延軍が欲しがるような魅力的な資料ファイルの目録を入手可能な資料と称して送付して、徐延軍の期待を高める。すると遂に、徐延軍が欧州での会合を提案してきたのである。

その後、紆余曲折はあったが、2018年4月1日にベルギーの首都ブラッセル中心街のコーヒーショップでの会合を約束して誘き出し、会合のために現地に現れた徐延軍と同行した同僚1人の身柄をベルギー警察が拘束したのである。その際、スマートフォン2台と現金約7700ユーロと7000ドルなどを押収している。

FBIがベルギーの地を選んだのは、FBIの海外支局もあり、現地警察や政府の協力を得られ易いと判断したためである。また、FBIは身柄拘束の準備のために、2018年3月21日に徐延軍に対する刑事告発（起訴）をオハイオ州で提起している。

### (4) 徐延軍の使用したウェブメールと iPhone

こうして徐延軍の身柄は拘束されたが、仮にこれだけであったならば、徐延軍や江蘇省国家安全庁第6局の対米経済スパイ工作の全貌は分からなかったのがあるが、なんと、徐延軍は、iPhoneを所有し、無料ウェブメールであるGメールと無料クラウドサービスのiCloudを多用していたのである。即ち、徐延軍は、Gメールアドレスを2つ(jastxyj@gmail.comとjastquhui@gmail.com)<sup>27</sup>を使用し、自分のiPhoneのアップルIDとしてGメールアドレスを使用していた。そしてiPhoneのデータはiCloudにバックアップ・データを保管するよう

<sup>27</sup> メールアドレスのjastxyjやjastquhuiの中のjastは、「江蘇省国際科技発展協会」Jiangsu Science & Technology Promotion Association (JAST) を示し、xyjは徐延軍 Xu Yanjun 本名の略称、quhuiは徐延軍の偽名ク・ファイであろう。



にしていたのである。

徐延軍の iCloud データは、宝の山であった。徐延軍は、身分証明書、給料明細、健康保険証、休暇届など各種の資料を iPhone で撮影して iCloud に保管していたのである。また、彼は iPhone のカレンダーを日記帳として使い、そこに、日々の業務や私生活での出来事、上司の査察との関係、考えたこと、感じたことまで記載していた。そこには、徐延軍が工作対象としていた他の航空産業の職員と交わした通信の記録もあった。先に紹介した Honeywell 社のアーサー・ガウ、Fokker 社のエンジニア、Boeing 社の IT 技術者達である。更に、仏 Safran 社の江蘇省支社の職員である田曦や顧根との通信もあった。

iCloud に残されたデータは、徐延軍に対する裁判において決定的な証拠となっただけでなく、他のスパイ工作事件の裁判の証拠ともなり、更に、中国の国家安全部が仕掛ける対米経済スパイ工作の手法も明らかになったのである。

2013 年 6 月にはスノーデンによる情報漏洩と報道があり、「プリズム」計画の存在は既に知られていた。プロのインテリジェンス・オフィサーであれば、米国企業のウェブメールやクラウドサービスを使えば、米国当局に捕捉される可能性が高いことは知っていなければならない。インテリジェンス・オフィサーとしての情報保全や作戦保全の点で徐延軍は失格である。

## (5) 注目点と教訓

本章の最後に、徐延軍による経済スパイ活動と、これに対抗する FBI の捜査を通じて分かる教訓や注目点を述べる。

### (ア) 徐延軍の裁判費用と囚人交換

徐延軍の刑事裁判（陪審裁判）は、2021 年 10 月 18 日から 11 月 5 日まで 2 週間に亘って行われ有罪評決がなされ、翌 2022 年 11 月 16 日に 20 年の拘禁刑の科刑が宣告された。徐延軍の弁護は、米国中西部で著名な弁護士事務所「タフト、ステティニアス&ホリスター」<sup>28</sup>が引き受け、5 人の有能な弁護士が担当した。弁護費用の相場から判断して、数十万ドルは掛かっていると推定されている。弁護士事務所は認めていないが、中国政府が負担しているのは間違いない。また、1 審判決に対しては控訴が提起されたが、控訴審は 2024 年 8 月 7 日に控訴を棄却し原判決を維持している。この控訴費用も中国政府が負担していると考えられる。

徐延軍は、インテリジェンス・オフィサーとして重大な失態を犯したのであるが、それでも中国インテリジェンス当局が彼の支援に尽力している事実は、注目される。

更に徐延軍は、2024 年 11 月 27 日米中両国政府による囚人交換により釈放され<sup>29</sup>、2018

<sup>28</sup> 「タフト、ステティニアス&ホリスター」の本部は、オハイオ州シンシナティ市であり、チェンの勤務していた GE アピエーション社の本社所在地と同じである。

<sup>29</sup> 2024 年 11 月 27 日米務省報道官は、3 人の米国人が中国から帰国途上であることを公表した。3 人は、マーク・スウィダン 49 才、カイ・リー 62 才、ジョン・レオン 79 才で、スウィダンは薬物犯罪で 2012 年以来、リーとレオンはスパイ罪でそれぞれ 2018 年と 2023 年以来拘束されていた。他方、中国外務部報道官は同 28 日（北京時刻）に、中国人服役者 3 人の釈放と中国人逃亡犯 1 人の引渡しを受けた旨を公表した。釈放された中国人氏名は明らかにされていないが、徐延軍の氏名が米連邦政府刑務所の服役者名簿から削除されており、釈放されたと見られている。

年4月ベルギーで拘束されて以来6年8ヶ月振りに妻子の待つ中国へ帰国した。

#### (イ) インテリジェンス・オフィサーの学歴

徐延軍の学歴を見ると、大学で電気工学を学び、国家安全部員となった後に専門能力開発プログラムに選抜されて、南京航空航天大学の大学院で航空工学を学んでいる。科学技術情報の収集を担当する諜報員には、理工系の高度な教育を課している。これは、ソ連時代の KGB や GRU も同様であり、合理的な教育手法である。科学技術情報担当のインテリジェンス・オフィサーには、収集対象の科学技術の知見が必要であり、それに相応しい教育を整備するのは、当然である。

#### (ウ) 訪中者に対するホテル作業

徐延軍は、2014年4月には米国の F35 などの軍用機に詳しい英国の専門家を「学術的意見交換」目的で南京に招請した。そして、上司の査栄が晩餐会を開いて接待して時間を稼いでいる間に、徐延軍が技術者と共にホテルの部屋に忍び込んでノートパソコンや外部記憶装置からデータをそっくりコピーしてしまった。

中国にとっては、このような情報収集手法も常套手段であるから、盗まれて困るデータは決してホテルの部屋に置いて外出してはならないのである。なお、ホテルは国家安全部に対する協力義務があるので、ホテルにおける通信も傍受されていると覚悟する必要がある。

#### (エ) 仏 Safran 社のサイバーセキュリティ対策

仏 Safran 本社幹部のフレデリック・ハスコエは、2014年1月中国江蘇省にある支社に出張中に、国家安全部の社内協力者の田曦によって、業務用ノートパソコンにマルウェアを仕込まれてしまった。国家安全部の目的は、そのノートパソコンを経由して Safran 本社のシステムに侵入することだったのだが、帰国後にマルウェアが発見され本社システムへの侵入には成功しなかった。

中国に支社を有する企業が、先端技術を持っている場合は、本社職員の出張時にその業務用ノートパソコンにマルウェアを仕込まれる可能性があるが、果たして日本企業は、出張からの帰国時に、業務用ノートパソコンのセキュリティ・チェックは行っているのだろうか。

#### (オ) GE 社のセキュリティ部署と「内部脅威」特別班

経済スパイ対策や企業秘密漏洩対策では、企業のセキュリティ態勢が重要になる。GE 社は社内にセキュリティの専門部署があり、更にその中の「内部脅威」特別班が社員による企業秘密の漏洩対策を担当しているようである。FBI がチェンの不審動向を把握した際に、通報して対策を協議したのは GE 社の「内部脅威」特別班であった。その後の捜査においても、この GE 社の「内部脅威」特別班が FBI との窓口となり、徐延軍を信用させるために、実質的には情報価値は低いものの、一見して情報価値の高い企業秘密擬きの文書を作成して提供したりしている。

このようなセキュリティ部署と「内部脅威」特別班は、専門性の高い集団である必要がある

---

--Adam Goldman, Mara Hvistendahl, Edward Wong and Zolan Kanno-Youngs, "3 Americans, Including F.B.I. Informant, Are Freed in Prisoner Swap With China," *The New York Times*, 27 November 2024.

--Gordon Lubold and James Areddy, "China Releases Three American Prisoners in Swap With U.S.," *The Wall Street Journal*, 27 November 2024.

り、その要員は企業単独で簡単に育成できるものではない。米国では当然のことながら、FBIなどの治安機関において国家安全保障部門を経験した者が転職して、その中核となっているものと思われる。さて、我が国の企業のセキュリティ部署はどうであろうか。

## 5 中国による経済スパイの論理

第1章から第3章で見た通り、江蘇省国家安全庁第6局は、外国の企業秘密を獲得するために経済スパイ活動を展開しているが、これは、江蘇省国家安全庁に限らず、中国共産党と中国政府挙げての活動である。そこで最後に、中国による経済スパイ活動の背景にある論理と重要標的、その手法などについて論述する。

### (1) 中国による経済スパイの論理

#### (ア) 中国の論理

中国は外国企業に対する経済スパイに力を入れており、外国の知的財産の窃盗はいわば国策となっているが、その背景の論理は如何なるものか。この点については、2014年頃に行われた米中協議における次の議論が参考になる。

米国国防総省の次官補が、「スパイ行為自体はOKである。我々もスパイをするし、中国もスパイをする。皆なスパイをする。しかし、それは政治・軍事目的のためであり、国家安全保障のためである。中国の経済スパイ行為に我々は反対する」旨を述べたところ、出席していた人民解放軍の大佐がこう応えたそうである。即ち、「我々は、国家安全保障と経済スパイを米国のようには区別しない。我が国の経済建設に資するものは、国家安全保障にも資するのである。」<sup>30</sup>

つまり、中国の経済建設が進んで中国の経済力が強固となれば、それ自体が中国の国家安全保障にとって良いことである、従ってそのための経済スパイ活動は許されるという論理である。

#### (イ) 論理の帰結

「盗人にも三分の理あり」というように、中国の論理にもそれなりの理があるようにも見えるが、実はこの論理の背景には極めて危険な世界観がある。

つまり、中国の論理は、自国の経済建設に役立つのであれば、経済スパイ行為、即ち、他国からの企業秘密窃盗が許されるというもので、国際関係を自国さえ良ければ他国は犠牲にしてもよいという見方、謂わば、ゼロサム・ゲームの世界として見ているのである。これは、現代の自由貿易体制の理念を完全に否定している。現代の自由貿易体制の理念は、なるべく国境の壁を取り払って、多くの国にまたがる大きな自由な市場を構築し、各国の私企業がそこで経済活動することによって、お互いがより豊かになろうというものである。ところが、中国は、口では平等互惠を唱え、世界貿易機関(WTO)にも加盟して、世界の自由貿易体制によって大きな利益を得て来たにもかかわらず、実際はその理念を信奉してはいないということなのである。我々は、中国人民解放軍大佐の発言の背後に、中国のこのようなゼロサム・

<sup>30</sup> Yudhijit Bhattacharjee, *ibid.*

ゲームの世界観、国際秩序観があることに注意する必要がある。

また、この中国の論理に従えば、経済スパイ行為の対象としては、経済建設に役立つもの全て許されるということになり、全産業分野が経済スパイ行為の対象となり得るのである。現実には、中国と雖も、中国共産党と中国政府の資源は無尽蔵ではないので、中国の諜報機関が取り組むべき経済スパイの対象分野には優先順位を付けて限定せざるを得ない。しかし、中国の論理に従えば、中国の民間企業が自らのイニシアティブで、対外的な経済スパイ活動を行い、進んだ世界の産業技術ノウハウを入手して発展し、中国経済の強化に役立つのであれば、それは中国の国家安全保障に資するということになる。中国の論理は、全産業分野における公私の経済スパイを推奨しているのである。

#### (ウ) 国家諜報機関が取り組む経済スパイの重点分野

次に、経済スパイの分野で、国家安全部など共産党と政府の諜報機関が取り組む優先分野は何であろうか。それは、党と政府が示した優先分野である。従って、最も権威ある文書は、2015年に党と政府が決定した「中国製造 2025」という国家戦略計画となる。その中では 10 の重点産業分野が示されているが、これらの重点分野は、当然、国家安全部など中国の諜報機関による経済スパイの重点分野となる。それ故、国家安全保障関係の元米国政府職員は、これを「経済スパイの道路地図」と形容しているのである<sup>31</sup>。

重点分野とは、次の 10 分野である。

- 情報技術イノベーション産業 (AI など)
- 高度数値制御工作機械・ロボット工学
- 航空宇宙機器
- 海洋エンジニアリング機器・ハイテク船舶
- 先端的鉄道輸送機器
- 省エネ自動車・新エネルギー自動車
- 原子力発電・再生可能エネルギー発電設備
- 農業用機械の情報統合システム
- ナノ先端材料・モジュール建築
- 生物化学医薬と高性能医療機器

江蘇省国家安全庁による経済スパイの対象分野は、正に重点 10 分野の 1 つの「航空宇宙機器」の分野である。そして、その経済スパイ活動では、江蘇省国家安全庁が国防 7 大学の 1 つ「南京航空航天大学」、国有企業「中国航空工業集団 (AVIC)」、商用飛行機開発・製造の国有企業「中国商用飛機有限責任公司 (COMAC)」などと連携し或いは連絡を取りながら実行しているが、不思議なことではない。重点分野の情報収集は、中国インテリジェンス機関、大学、国有企業などが連携して行う国家的事業、国策なのである。

#### (2) 中国による企業の知的財産やノウハウの収集手法

「中国製造 2025」などで示された中国の経済発展のために必要な技術情報、知的財産やノウハウの海外からの収集方法は、当然のことながら、江蘇省国家安全庁が実施するような経

---

<sup>31</sup> Idem.

済スパイだけではなく、合法から強制更には違法に亘る多様な方法が採られている。これについては、米国連邦議会の米中経済・安全保障調査委員会が2019年5月に出した報告書<sup>32</sup>があり、6つの手法が記載されている。

① 外国直接投資～企業買収

半導体、AI、バイオテクノロジーなどの米国の先進技術企業（スタートアップ企業を含む）を買収して、その技術情報、知的財産、ノウハウを入手する。

② ベンチャーキャピタル投資

AI、自動運転、バーチャルリアリティ、ロボット工学、ブロックチェーン技術などのベンチャー企業に対してベンチャー投資基金を通じて投資して、技術情報等を入手する。

③ 合弁事業～中国への企業進出

中国政府は、市場参入の条件として現地企業との合弁事業を課してきており、合弁事業では外国企業に対して技術情報、知的財産、ノウハウなど企業秘密の共有を強制している。

④ 許認可条件～中国への企業進出

中国での事業展開においては、様々な許認可を得る必要があるが、その過程で製品や製造に関する詳細且つ機微な情報を要求される。これらの情報が現地の競合企業に提供されている可能性が高い。

⑤ サイバー攻撃（注：第2章で既述したAPT26などハッカー集団による経済スパイ行為である。）

⑥ 人材獲得

海外の中国系や外国人の専門家を招請して、中国で研究させたり学术交流を行ったりして、ハイテク分野の情報を獲得している。また、ハイテク分野の情報や企業秘密を知る中国系専門家に対して、中国に帰郷しての起業を奨励して、実質的に米国の企業秘密を中国に移植している。更に、米国内の研究センターや研究所との学術協定や学术交流を通じての情報入手、中国の軍事科学者やエンジニアを学生や客員研究員としての大量派遣も行っている。

以上が、米国議会の報告書に記載された手法であるが、⑥と一部重複する第7番目の手法として、⑦ヒューミントと情報窃盗による情報収集手法がある。これは第3章と第4章で論じた手法である。

つまり、大学や研究機関との学术交流を名目に、中国系或いは外国人の専門家に旅費と謝礼を払って招請し、これを足掛かりに飲食接待や観光、或いは中国国内にいる家族・親族関係を利用して、人間関係を作って協力者としていく手法である。また、そこまでには至らなくても、講演やプレゼンを受ける学生や研究者の中に当該分野に精通した者を加えて、質問攻めにして、結果的にグレーゾーンの情報を聞き出す手法もある。熱心で詳しい聴衆の機微な質問に対して、全て回答を拒否し続けることは結構難しいことである。更に、外国人専門家の滞在するホテルの部屋に忍び込んでノートパソコンなどのデータをコピーするという情報窃盗の手法もある。

国家安全部など中国のインテリジェンスは、主として⑤、⑥、⑦の手法を使って経済スパ

---

<sup>32</sup> U.S. Congress, U.S-China Economic and Security Review Commission, *How Chinese Companies Facilitate Technology Transfer from the United States*, 6 May 2019.

イ活動を行っていると思われる。

### (3) 中国によるスパイ行為の規模

中国の経済スパイは大々的に行われているものの、その正確な規模は不明であるが、極めて大規模であることは確実である。

1つの参考指標として、米国の戦略国際問題研究所（CSIS）の資料<sup>33</sup>に拠ると、2000年以來2023年3月までの間に、米国を標的にした全てのスパイ活動は224件である。これは公刊資料を基にしたもので、且つ、米国以外を標的としたものは含まない、中国に所在する米国企業や米国人を標的としたものは含まない、輸出禁制品を中国に持ち出そうとした事例を含まない、米国企業が知的財産窃盗で中国組織を訴えた1200件以上の民事訴訟も含まない、という限定的な指標である。その224件の内訳を見ると、目的別では、民間技術の獲得が54%、軍事技術の獲得が29%、政府機関や政治家に関する情報獲得が17%である。過半が経済スパイであることが分かる。また、攻撃の主体は、中国の軍・政府が49%、中国の民間人が41%、中国人以外の者（通常は中国政府職員にリクルートされた協力者）が10%である。攻撃の方法は、全体の46%が中国政府系列のサイバー攻撃である。

もう1つの参考指標として、これはブルームバーグ誌<sup>34</sup>によれば、ニック・エフティミアデス氏の集計では、1990年代から2022年までの30数年間に、スパイ、知的財産窃盗、軍事技術の違法輸出その他、中国絡みの経済事件で700人近くが起訴されているという。CSISの資料よりも件数が大幅に多いのは、輸出禁制品の持出し事件が含まれているからであろう。

それにしても、中国による経済スパイの規模は大規模であり、また、これに対抗してFBIも一定の起訴或いは検挙を続けているのである。

さて、我が国も、このような中国による経済スパイ行為の標的とされていると考えるのが自然であるが、その実態と検挙起訴状況はどうなっているのか。検挙起訴件数は少数しかないのではないだろうか。

## 終りに

本論考では、江蘇省国家安全庁第6局による対欧米企業に対する経済スパイ行為について、米国FBIが起訴し或いは検挙した事件の起訴状や調査報道などを基に、その経済スパイ活動の実態と特徴を見てきた（第1～4章）。

そこでは、欧米の進んだ民間旅客機の製造技術の窃取という任務のために、江蘇省国家安全庁第6局が、シギントとヒューミントの多様な手段を駆使して機微な企業情報を窃取・収集していた。シギント分野では、インターネットを経由したコンピュータ・ネットワークへ

<sup>33</sup> CSIS, *Survey of Chinese Espionage in the United States Since 2000*, 2023, accessed 14 October 2024, [https://csis-website-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-public/2023-03/230329\\_CN\\_Espionage\\_List.pdf?VersionId=zrNh\\_\\_rgByZlgiXW6yL8ARyawFNSIEPw](https://csis-website-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-public/2023-03/230329_CN_Espionage_List.pdf?VersionId=zrNh__rgByZlgiXW6yL8ARyawFNSIEPw)

<sup>34</sup> Jordan Robertson and Drake Bennett, *ibid.*

の侵入 On-Net (遠隔収集) 作戦を大々的に展開すると共に、中国に進出した外国企業の中国人従業員を使ってコンピュータ・ネットワークにマルウェアを仕掛ける Off-Net (近接収集) 作戦も併用していることが明らかになった。また、ヒューミント分野では、国家安全部と協力関係にある「国防七子」の地元大学の協力を受けて、外国企業の専門家を、大学における学術交流や講演を名目に招請し、これを足掛かりとして旅費と謝礼の提供や飲食接待、或いは中国国内にいる家族・親族関係を利用して工作を行い、協力者としていく手法が明らかになった。更には、外国人来訪者のノートパソコンからの情報窃取の手口も明らかにされた。

ところで、一定の任務のために多彩な手法を使って情報収集をしているのは、江蘇省国家安全庁第 6 局に限られないことは明白である。第 5 章で見たように、中国にとっては、その経済発展のために必要な技術情報、知的財産やノウハウを海外から合法・非合法の手段を使って獲得することは国策なのである。江蘇省国家安全庁第 6 局の活動は、このような国策の反映に過ぎない。従って、他の省の国家安全庁や中央直轄市の国家安全局も、それぞれの機微技術のニーズや地域的特性に応じて、それぞれの重点とする産業分野を標的として、江蘇省国家安全庁第 6 局と同様なインテリジェンス活動をしていると考えるべきであろう。

これに対して米国 FBI は、第 4 章で見たように、囹捜査など多彩な手法を使って経済スパイ行為を検挙し、阻止を図っている。国家安全保障のため FBI は、広汎な調査・捜査権限を活用している。国家安全保障目的の広汎な行政通信傍受、犯罪捜査目的の広汎な司法通信傍受、国家安全保障目的での秘密搜索、囹調査・囹捜査や潜入調査・潜入捜査などである。また、米国の刑罰法規には、連邦政府職員に対する虚偽供述罪や外国代理人登録義務違反罪があり、FBI はその調査・捜査に於いてこれらの刑罰規定を活用している。更に、米国の量刑は我が国と比べて極めて厳しい<sup>35</sup>。これらの諸条件があっても、中国による経済スパイを完全に阻止することはなかなか難しいことである。

ところで、我が国も、本論考で見た中国による経済スパイ行為の標的とされていると考えるのが自然である。他方、我が国における経済スパイ事件の検挙は低調である。その背景には、我が国警備警察の使用できる調査権限・捜査権限が極めて限定されていること、関係刑罰法規が未整備であること、更に刑事司法の運用は「寛刑主義」<sup>36</sup>で科刑は極めて軽く、刑罰の威嚇力が期待できないことなどが挙げられる。しかし、国民はこのような実態を知らないのではないだろうか。中国の経済スパイにどう対処すべきか、国民には実態を知ってもらった上で、主権者としての国民の判断を仰ぎたいものである。

---

<sup>35</sup> 玉井克哉「基調講演(2) 技術流出問題にどう対応するか」(警察政策第 26 巻、2024 年) 35-38 頁。

<sup>36</sup> 「寛刑主義」とは、2023 年 9 月 8 日の警察政策学会第 25 回シンポジウムで、基調講演者の玉井克哉東大教授が使われた言葉である。

# 韓国国情院による対米影響力工作

## ～元 CIA 分析官を外国代理人登録義務違反で逮捕起訴～

茂田忠良

### <目次>

はじめに .....	21
1 スー・ミ・テリーの人物像 .....	22
2 テリーと韓国国家情報院との協力関係の概要 .....	23
3 外国代理人登録法違反に問われた行為 .....	25
4 FBI による面接と搜索差押 .....	31
5 起訴罪名：外国代理人登録義務違反と同共謀罪 .....	32
6 本事件の考察と教訓 .....	33

### はじめに

FBI は、2024 年 7 月 16 日に元 CIA 女性分析官のスー・ミ・テリーを外国代理人登録義務違反で逮捕した<sup>1</sup>。テリーは、米国の外交政策仲間では良く知られた著名な朝鮮半島・東アジア専門家であり、専門誌・新聞・映像メディアに頻繁に登場したり、大学で講義をしたり、連邦議会で証言するなどして、米国の外交政策に影響を与える立場にあった。その著名な専門家が、韓国政府の意向に沿って、言論活動を行い、韓国政府職員と米国政府職員との橋渡しをするなど、米国に対する影響力作戦に従事していたのである。テリーの韓国政府に対する関係は、単発的に謝礼を貰って便宜を図るというレベルを超えて、正に韓国政府のエージェント、代理人として継続的に活動していると言えるものであった。

逮捕後、テリーの弁護士は、テリーが韓国政府の代理人として活動したことを否定している<sup>2</sup>が、開示された起訴状<sup>3</sup>を見る限り、通信傍受や監視活動によって得られた証拠を基に、活動事例が具体的且つ詳細に記述されており、外国代理人登録義務違反の活動は否定し得えな

---

<sup>1</sup> DOJ, “Former Government Official Arrested for Acting as Unregistered Agent of South Korean Government,” *Press release*, 17 July 2024.

<sup>2</sup> Aaron Schaffer and Ellen Nakashima, “Ex-CIA analyst accused of working for South Korean intelligence service,” *The Washington Post*, 16 July 2024.

<sup>3</sup> Sealed Indictment: U.S. v. Sue Mi Terry, No24CRIM427 (S.D.N.Y. 2024), filed 15 July 2024, unsealed 17 July 2024, accessed 19 July 2024, <https://www.justice.gov/usao-sdny/media/1360711/dl>



いであろう<sup>4</sup>。

2013年のスノーデン漏洩資料に拠れば、西側諸国の中では、韓国は、フランス、イスラエルと共に、対米諜報工作に熱心な国として位置付けられている。その一端が露呈したものである。また、本事件は、韓国の諜報機関である国家情報院による対米工作の手法、それに対抗するFBIの調査・捜査手法を示す好事例である。主として起訴状に基づいて事件の概要や教訓を見ていきたい。

## 1 スー・ミ・テリーの人物像<sup>5</sup>

### (ア) スー・ミ・テリーの生立ち

スー・ミ・テリー（逮捕時54才）は、1970年頃、韓国ソウル生まれ。若くして母親と米国に移住、バージニア州とハワイ州育ちで、米国に帰化した。ニューヨーク大学卒業後、1996年から2001年までタフツ大学フレッチャー・スクールに在学して国際関係論の博士号を取得した。フレッチャー・スクールは、国際関係論に特化した大学院大学で、卒業生は、外交機関、国際機関、NGOや学界などに進む者が多い大学であり、テリーはここで博士号を取得した後に、CIAに分析官として就職したのである。

### (イ) 政府における勤務歴

その後、2001年から2010年まで、朝鮮半島や東アジア関係の分析官として米国政府で勤務したが、政府における職歴は次の通りである。

- ・ 2001～2008年：CIAの東アジア担当上級分析官
- ・ 2008～2009年：国家安全保障会議の韓国・日本・大洋州担当課長
- ・ 2009～2010年：国家諜報会議の東アジア担当の副国家諜報官

### (ウ) 民間における勤務歴

テリーは、2010年に公務員を退職以降、多くのシンクタンク、研究教育機関、メディア等で研究言論活動を続けてきたが、当初はニューヨーク地区に居住し、2015年以降は首都ワシントン地区に居住し、更に2024年春からは再びニューヨーク地区に居住している。その間の主な職歴は次の通りである。

- ・ 2010～2011年：「外交問題評議会」研究員<sup>6</sup>。
- ・ 2011～2015年：コロンビア大学上級研究員

---

<sup>4</sup> 本事件調査・捜査では、通信傍受が果たした役割が大きいが、弁護側がその詳細の証拠開示を要求した場合に、検察側がどこまで応じるかどうか、興味深い。

<sup>5</sup> 本章の記載は、主としてテリー本人のLinkedInの情報に基づいている。

—Sue Mi Terry, LinkedIn, 2024, <https://www.linkedin.com/in/sue-mi-terry-0b29a844/>, accessed 22 July 2024.

—The Council on Foreign Relations, “CFR Welcomes Sue Mi Terry and Rush Doshi as Asia Fellows,” *News Release*, 20 March 2024, <https://www.cfr.org/news-releases/cfr-welcomes-sue-mi-terry-and-rush-doshi-asia-fellows>

<sup>6</sup> National Intelligence Fellow, the Council on Foreign Relations. 外交問題評議会は『Foreign Affairs』を発刊する著名なシンクタンクである。

- ・ 2015～2017年：「バウアーグループアジア」社、韓国担当取締役<sup>7</sup>
- ・ 2017～2021年：「戦略国際問題研究所」韓国担当上級研究員<sup>8</sup>
- ・ (2018～2024年：ジョージタウン大学准教授)
- ・ (2018～2024年：MSNBC 放送・解説員)
- ・ 2021～2023年：「ウィルソン・センター」上級研究員
- ・ 2024年3月～「外交問題評議会」韓国研究上級研究員<sup>9</sup>

## 2 テリーと韓国国家情報院との協力関係の概要

### (1) 協力関係の概要

#### (ア) CIA 勤務時代の関係

テリーは、博士号を取得後、CIAの分析官として勤務しているが、本人によれば、ここでは何百という評価レポートを作成したという<sup>10</sup>。起訴状によれば、本人は、このCIA勤務時代から韓国のインテリジェンス機関である国家情報院職員と接触しており、それが問題となり、解雇される前に辞職したという。その状況については、起訴状には記載がない。但し、その後続けて、国家安全保障会議や国家諜報会議で勤務しているところから判断する<sup>11</sup>と、CIA勤務時代の国情院職員との接触とは、犯罪を構成する程の深刻な規律違反ではなかったとみられる<sup>12</sup>。その後の展開から判断すると、内密に韓国国情院職員から、分析資料の情報提供を受ける程度のものであった可能性が高いと思われる。

#### (イ) ニューヨーク勤務時代の協力関係

テリーは、2010年に政府職員を辞めた後ニューヨーク地区に在住したが、ここで、韓国国連代表部に勤務する国情院職員と関係を深め、2013年から国情院職員から得た情報を基に講演をしたり、韓国政府からの資金提供を受けて著名雑誌に原稿を投稿したりした。しかし、これを探知したFBIが2014年にテリーを事情聴取して警告すると、一旦、国情院職員との関係は解消したようである。

<sup>7</sup> Managing Director, Korea, BowerGroupAsia

<sup>8</sup> Senior Fellow, Korea Chair, the Center for Strategic and International Studies.

<sup>9</sup> Senior Fellow for Korea Studies, the Council on Foreign Affairs.

<sup>10</sup> The Council on Foreign Relations, *ibid.*

<sup>11</sup> テリーのセキュリティ・クリアランスのレベルについては、起訴状には記載がないが、常識的に考えてCIA勤務時代のレベルは、Top Secret/SCIレベルであろう。また、国家安全保障会議は大統領府の組織であるから、そのセキュリティ・クリアランスのための背景調査機関はFBI、国家諜報会議は国家諜報長官室 ODNI の組織であるから、背景調査機関はCIAである。但し、CIA勤務時代のセキュリティ・クリアランスをそのまま、持ち越しているとすれば、新たな背景調査は実施されていないと考えられる。

<sup>12</sup> テリーは、CIAに採用されて以来10年で、政府職員を辞めている。当時、Top Secret/SCIのセキュリティ・クリアランスは5年更新であり、10年目には2回目の更新に伴う詳細な面接調査を含む再調査が予定されていた。その再調査で、国情院との関係についての尋問を避けるために、辞めたとも考えられる。

### (ウ) ワシントン勤務時代の関係

ところが、2015年にテリーがワシントン地区に転居すると、在米大使館に勤務する国情院職員との関係が復活し、時間と共に、テリーは、韓国政府、特に韓国国情院の意向に強く沿って、活動するようになっていった。即ち、出版物や米韓のメディア出演で韓国の意向に沿った言論活動を展開したり、国情院職員に米国政府の非公開情報を提供したり、韓国政府職員の米国政府職員への橋渡しをしたりしていたのである。

テリーの韓国の代理人としての活動が余りにも活発化したので、遂に2023年6月には、再びFBIの事情聴取を受けることとなった。今度は検挙を前提としての事情聴取であったと考えられる。テリーはその後2024年3月に、ニューヨークにある「外交問題評議会」に転職してワシントンDCから離れたが、これはワシントンDCでの韓国国情院との関係を解消するためであったと考えられる。

## (2) 韓国からの報酬

テリーは、その活動に対して韓国国情院などから報酬を得ているが、起訴状に記載されているのは次の通りである。

### (ア) 高級ブランド品（ハンドバッグやコート）

- ・ ボッテガ・ヴェネッタのハンドバッグ 2950ドル
- ・ ルイヴィトンのハンドバッグ 3450ドル
- ・ ドルチェ・ガバナのコート 2845ドル

### (イ) 高級レストランでの会食

高級寿司レストラン、ミシエラン・ガイドの星付きのシーフード・レストラン他的高级レストラン、バーでの飲食多数回。高級寿司レストランでの会食が多く、テリーは寿司好きな様子である。

### (ウ) 資金提供

- ・ テリーの管理するシンクタンクの寄附金口座に約3万7000ドルの振込
- ・ 米国や韓国の出版物への投稿（韓国政府の立場の推進）に対する執筆料

## (3) 関係する韓国国情院職員

本事案で登場する主な韓国国情院職員は次の3人である。

- A：2013年6月頃から2016年頃まで韓国国連代表部に公使の肩書で勤務。在米の国情院職員。
- B：2017年8月頃から2020年8月頃まで駐米韓国大使館に公使参事官の肩書で勤務。在米の韓国インテリジェンスの長。
- C：2020年7月頃から2023年7月頃まで駐米韓国大使館に公使参事官の肩書で勤務。Bの後継者。テリーの韓国国情院に対する協力は、Cの代になって深化している。

### 3 外国代理人登録法違反に問われた行為<sup>13</sup>

テリーは、2024年7月15日に秘密裡に起訴され、翌16日にFBIが逮捕、17日に起訴状<sup>14</sup>が開示された。本事件は、韓国の影響力工作の実態、そして、これに対するFBIの国家安全保障調査・司法捜査の実態を知る上で良い資料であるので、以下、起訴状に基づいて、詳しく見ていくこととする。

#### (1) 国情院Aとの関係と論考掲載(2013~2014年)

##### (ア) 韓国国情院Aとの関係深化

2013年にテリーはニューヨークの国情院職員Aと何回も会って、関係を深めた。例えば、

- ・ 2013年8月中旬、AとテリーはEメール<sup>15</sup>で遣り取りをして、マンハッタンの寿司レストランでの会食を約束した。【筆者註：FBIはEメールを傍受していたと推定できる。】
- ・ テリーは、朝鮮半島の平和と統一のための女性の役割について講演予定であったが、2013年10月頃Aに講演材料の提供を依頼して、講演概要の提供を受けた。【筆者註：通信手段は明らかにされていないが、FBIがEメールを傍受したものと推定する。】
- ・ 2013年12月18日頃、Aはマンハッタんで、テリーを外交ナンバー自動車に乗せた。【筆者註：FBIが街頭監視カメラの映像を入手と推定】<sup>16</sup>

##### (イ) 『フォーリン・アフェアーズ』への論考掲載

テリーは2014年7・8月号の『フォーリン・アフェアーズ』に朝鮮半島の統一に関する論考<sup>17</sup>を掲載したが、これに関して、テリーは、4月頃に韓国政府からの資金提供を受けて論文を執筆している旨を同僚<sup>18</sup>に話し、6月頃には論文について韓国外務省と契約を結んだ旨を同じ同僚に話した。しかし、同論文には韓国からの資金提供について何ら記述がなかった。

##### (ウ) FBIによるインタビューと警告

2014年11月、テリーはニューヨーク市マンハッタんでFBI担当官(複数)の面接を受け、韓国国家情報院職員との接触について質問されると動揺して、国情院Aとの会合を認めた。FBI職員は、彼女の韓国関係の政策専門家コミュニティにおける地位に鑑みて、再び国家情報院からアプローチを受ける虞があると警告した。

##### (エ) 【筆者註】FBIによる警告の経緯

テリーは『フォーリン・アフェアーズ』に掲載した論考に関して、韓国政府から資金提供

---

<sup>13</sup> 起訴状には、シンクタンクや定期刊行物の固有名詞は記載されていないが、起訴状、本人のLinkedInの記述、それに加えてウェブ検索によって、本人の勤務したシンクタンクや一部の定期刊行物を特定した。

<sup>14</sup> Sealed Indictment: U.S. v. Sue Mi Terry, No24CRIM427 (S.D.N.Y.).

<sup>15</sup> テリーの通信手段でFBIの探知手法に注目を要するものに下線を付した。以下同じ。

<sup>16</sup> 本行動の情報集手段は、尾行監視によるものか、街頭の監視カメラによるものか、不明であるが、この当時はテリーに対する疑惑はそれ程高まっていないと推定するので、後者の街頭監視カメラによるものと思われる。

<sup>17</sup> Sue Mi Terry, "A Korea Whole and Free: Why Unifying the Peninsula Won't Be So Bad After All," *Foreign Affairs*, Vol. 93, No. 4 (July/August 2014), pp. 153-162

<sup>18</sup> この同僚とは、コロンビア大学の同僚と推定できる。

を受けていたにも関わらず、それを論考に記載しなかった。そのため、それを知ったコロンビア大学の同僚が（直接又は大学事務局を通じて）FBIに通報したと考えられる。通報を受けたFBIは、テリーのEメール記録を分析して、国情院との接触を把握したため、警告したものとみられる。Eメールはテリーがウェブメールを使用していれば、プリズム計画<sup>19</sup>というシグント収集計画によって、容易に過去に遡ってデータの取得が可能である。

## （２）議会証言と外国代理人の登録を否定（2016年9月）

2016年9月14日、テリーは、米国下院の外交委員会アジア太平洋分科会で、北朝鮮の核政策について証言したが、その際に下院規則に従い、外国代理人登録法に基づき登録した外国代理人ではない旨を宣明し、偏見のない独立な人物である趣旨を表明した。同様の議会証言は、2017年、2022年にも行っている。

## （３）トランプ政権幹部との面会仲介（2016年12月）

### （ア）政権幹部との面会仲介努力

2016年12月中旬、テリーは韓国外交官Hからの要請を受け、テキストメッセージやEメールを遣り取りして、翌年発足予定のトランプ政権における国家安全保障担当の高官候補者との会合を設定しようとした。また、別の国家安全保障担当高官の候補者との接触も図ろうとした。

### （イ）議会証言

2017年2月7日、テリーは、再び下院外交委員会で、朝鮮半島問題について証言したが、2016年同様に、外国代理人登録法に基づき登録した外国代理人ではない旨を宣明している。

## （４）国家安全保障担当高官への橋渡しと報酬（2019年）

### （ア）国家安全保障担当高官への橋渡し

2019年1月に韓国国情院長官一行が訪米したが、その際テリーは、国情院Bから「親密な会合」開催の依頼を受け、15日に「戦略国際問題研究所」主催で会合を開催した。同会合には、韓国の国情院の長官ほか幹部と、米国の現職の国防総省高官、元インテリジェンス機関幹部など、米国の国家安全保障担当の現職・元職の高官数名が参加した。

この開催準備のため、2018年12月末以降、テリーとBは、電話、テキストメッセージを遣り取りして、会合参加者の選定など詰めを行った。また、テリーはこの会合に関連して、研究所長に対してEメールを幾つか送っている。

【筆者註：FBIはこれらの通信内容を捕捉している。12月末のテリーとBとの電話の遣り取りを傍受しているところから、判断して、既にこの時期にはテリーはFBIの監視対象となっていたとみられる。また、この頃から、テリーとBやCとの通信では、Eメールではなく、メッセージ・アプリのテキストメッセージが多用されるようになっている。】

### （イ）謝礼：ブランド品の贈与

2019年11月13日、ワシントンDCに隣接するメリーランド州チェビー・チェース市の

<sup>19</sup> 茂田忠良「米国国家安全保障庁の実態研究」（警察政策学会資料第82号、2015年）42-51頁。

店舗で、B はテリーにブランド品ドルチェ&ガバーナのコートを 2845 ドルで購入し、また同日、DC 内の店舗で、ボッテガ・ヴェネタのハンドバッグを 2950 ドルで購入した。

【筆者註：テリーと B の様子を撮影したハンドバッグ店の防犯カメラの画像が起訴状に挿入されている。】

## （５）在米韓国諜報トップの交替とワークショップ開催（2020～2022 年）

### （ア）在米韓国インテリジェンスのトップの交替

2020 年 8 月には国情院 B が帰国して国情院 C が任務を引き継いだ。その際 8 月 12 日に B と C はテリーと 3 人で、マンハッタンの高級ギリシャ料理店で食事をとった。B が食事代を払った後、3 人はタクシーで移動して或るバーに入った。後に、テリーは、グレーの贈答用袋を手にして店を出たが、バーの料金は C が払った。

【筆者註：ギリシャ料理店内で食事をする 3 人の写真が証拠として添付されている。FBI は料理店やバーでの状況を監視して証拠化していた。FBI は、テリーの通信傍受で会食の予定を把握して、料理店での監視やその後の監視を実施したものと推定できる。】

### （イ）「戦略国際問題研究所」主催のワークショップ開催

2020 年 11 月 30 日、12 月 1 日頃、テリーは、「戦略国際問題研究所」主催で韓国経済に関するオンライン・ワークショップを開催したが、これには、民間企業、非営利団体、シンクタンク、研究機関の幹部に加えて、韓国政府職員や米国政府職員が参加した。国情院 C も韓国政府職員として参加した。

### （ウ）謝礼：ブランド品と会食

2021 年 4 月 16 日頃、ワシントン DC 内の店舗で、C はテリーに、ルイヴィトンのハンドバッグを 3450 ドルで購入して、自分のクレジットカードで支払いをした。【筆者註：C とテリーの様子を撮影したハンドバッグ店の防犯カメラの画像が起訴状に挿入されている。】

その後、2 人は、店を出て、外交官用ナンバープレートの車両で、DC 内の寿司レストランで食事をしながら、朝鮮半島担当の国務省高官（CIA や国家インテリジェンス会議での勤務歴を有する高官）とテリーの親密さについて議論をしている。C が料金を払った後、両者はホテルのバーに行き行って飲んだ後に、C はテリーを自宅まで送り届けた。

【筆者註：このテリーと C の飲食も監視対象となっており、二人の会話は傍受されている。寿司レストランに盗聴器を仕掛けたか、或いは、FBI がテリーの携帯電話をハッキングして盗聴器として使っていた可能性がある。】

### （エ）その後のテリーと C との会食

2021 年 5 月頃から 2022 年 5 月頃まで、テリーは C と高級レストランでの会食を繰り返している。例えば、2021 年 5 月 6 日には DC 内のミシュランの星付きの寿司レストランで会食。10 月 14 日と 11 月 1 日には、DC 内のそれぞれ別の寿司レストランで会食。2022 年 2 月 11 日と 5 月 1 日には、DC 内の同じ高級イタリア・シーフードレストランで昼食をとった。5 月 6 日にも会食したが、会食前に、テリーは以前 C が購入したルイヴィトンのハンドバッグを所持していた。

【筆者註：これらの会食は、FBI が通信傍受によって事前に把握して、監視していたものと

推定できる。テリーの所持品まで観察していた。】

## （６） 国務長官の非公式会合の記録を提供（2022年6月）

### （ア） 国務省内非公式会合の記録提供

2022年6月17日頃、テリーは、国務長官のためのオフレコの対北朝鮮政策に関する非公式会合に参加した。この会合は、国務省が国務長官に北朝鮮専門家との意見交換の場とするために設定したものである。国務長官の他には国務省高官と招待された韓国政策専門家5人が参加したが、オフレコ扱いで外部に口外しないこととされていた。

会合終了直後、韓国国情院 C が外交ナンバー自動車でテリーをピックアップした。テリーは会合の状況を「戦略国際問題研究所」レターヘッド付き便箋2頁に詳細に手書していたが、そのメモを提示し、Cは自動車内で写真撮影をした。

### （イ）【筆者註】メモを撮影した写真のFBI入手の経緯

Cが自動車内で撮影した便箋2頁の写真が、起訴状に挿入されている。FBIはどうやって、入手したのだろうか。可能性は三つであろう。一つ目は、Cが写真をインターネットで何処かへ送信しそれを傍受した可能性である。二つ目は、韓国大使館の通信システムへのTAOによる浸透である。スノーデン漏洩資料によれば、2013年段階で在米の韓国国連代表部に対しては、NSAのハッキング部門TAOがいわゆる「近接侵入 close access」という手法によるハッキングを実施していたことが判明している<sup>20</sup>。2022年時点で韓国大使館に対してもハッキングを実施していても不思議ではない。画像を大使館内のシステムに保存していれば、そのデータを取得した可能性がある。三つ目は、国情院Cが写真撮影で使用したとみられるスマートフォンをハッキングして、そこから画像データを取得した可能性である。但し、後二者の場合は、露見した場合の諜報源喪失の損害がより大きいので、起訴資料として使用することは憚れるであろうから、一つ目の可能性の方が高いのではないかと考えられる。

## （７） 議会スタッフを集めたパーティ開催（2022年7月）

### （ア） 謝礼：寄附金

2022年5月12日頃、韓国大使館は、「ウィルソン・センター」でテリーが責任者として管理する寄附口座に、1万1000ドルを振り込んだ。送金の名義人は韓国大使館であるが、資金はCの指示で韓国国情院が提供したものである。

同日、テリーは、再び下院外交委員会で証言したが、2016年と2017年の証言と同様に、外国代理人登録法に基づき登録した外国代理人ではない旨を宣明している。

### （イ）「ウィルソン・センター」でのイベント開催

2022年7月8日、テリーは、「ウィルソン・センター」で米国議会スタッフを集めて韓国の外交政策に関するイベントを開催したが、テリーはイベント後に参加者をDC内のレストランでの「ハッピー・アワー」と称するパーティに招待した。このパーティは名目上韓国大使館の主催であるが、実態は国情院が資金を提供して、国情院C始め国情院職員が出席して

---

<sup>20</sup> 茂田忠良、前掲、90-92頁。

いる。このパーティは、韓国国情院のメンバーが米国議会スタッフを評価し接近する<sup>21</sup>ための場として設定されたもので、参加者にはブランド品の真空タンブラーとパンフレットの入ったギフト・バッグが配られた。

#### (ウ) 謝礼：会食

テリーは、この後も C と高級レストランでの会食を続けており、例えば、2022 年 9 月 8 日頃、DC 内の高級寿司レストランの個室で会食、次いで 10 月 6 日頃には、DC 内のミシュランの星付きレストランで会食をしている。

### (8) 韓国政府の意向に沿った言論活動（2023 年 1 月、2 月）

#### (ア) 韓国政府の意向を『フォーリン・アフェアーズ』などで展開

2023 年 1 月 10 日頃 テリーと C は、DC 内の高級寿司レストランで会食したが、その際に C はテリーに北朝鮮政策に関する論点を提供し、テリーはメディア出演や『フォーリン・アフェアーズ』誌上でその論点を繰り返し表明している。

実際、テリーは会食中に、記録用に自分宛のテキストメッセージに C の口述した論点を記述した。その論点とは、北朝鮮による核戦力開発に関するもので、①北朝鮮による固体燃料ロケットエンジンの実験を金正恩が視察したが、同エンジンは（液体燃料と比較して）迅速な発射を可能とするもので、北の核戦力の新段階となり得るものである。②韓国は、米国の核搭載原子力潜水艦や航空母艦などの戦略兵器の恒常的配置を求めている。③韓国は米国の核戦力の運用について積極的な情報共有を望んでおり、そのため核協議グループの設置を望んでいる。以上の論点をテリーは、『フォーリン・アフェアーズ』<sup>22</sup>やメディア出演で表明しているのである。

#### (イ) 謝礼：現金の送金方法の協議

また同日の会食では、テリーへの送金方法について協議がなされ、国情院 C が、「ウィルソン・センター」を介在させずに直接テリーへの送金を提案したのに対して、テリーは多額の直接送金は疑念を呼ぶので、第三者を介在させる必要があると答え、韓国のシンクタンクを介在させる方法について議論をした。

【筆者註：FBI は 1 月 10 日の会食中の会話の内容自体を録音している。また、テリーが送信した自分宛テキストメッセージも入手している。】

### (9) シンポジウム開催と更なる秘密資金提供（2023 年 3 月、4 月）

#### (ア) 謝礼：現金の送金方法の協議継続

2023 年 3 月 9 日頃、テリーと C は DC 内のレストランで昼食を取りながら、「ウィルソン・センター」でテリーが管理する寄附金口座に、疑念を招かずに送金する方法について、1 月に続いて協議をした。

【筆者註：ここでも FBI は両者の会話を傍受記録しているのである。】

<sup>21</sup> インテリジェンス業界用語では、これを spot and assess と言う。

<sup>22</sup> Sue Mi Terry, "The New North Korean Threat," *Foreign Affairs*, 19 January 2023, <https://www.foreignaffairs.com/north-korea/new-north-korean-threat>



### (イ) 米韓同盟 70 周年を記念するシンポジウムの開催

2023 年 4 月 18 日、「ウィルソン・センター」と「韓国国際研究協会」<sup>23</sup>は共同で、米韓同盟 70 周年を記念するシンポジウム<sup>24</sup>を開催した。テリーが司会を行い、基調講演は、エドワード・ケイガン（大統領特別補佐官兼国家安全保障会議・東アジア大洋州担当課長）が行った。

このシンポジウム開催の背景は、同年 3 月 28 日に、韓国外交官 I からテリーへのテキストメッセージによる緊急依頼があった。内容は、韓国のシンクタンク「韓国国際研究協会」が韓米同盟 70 周年を記念するシンポジウムを開催したいので、「ウィルソン・センター」とテリーが共催者となって欲しいというものであった。緊急依頼から数週間に亘って、テリーの指示でセンター職員がそのための準備をした。

### (ウ) 謝礼：寄附金口座への振込

このシンポジウムの開催費用として、4 月 18 日頃「韓国国際研究協会」から「ウィルソン・センター」に、2 万 5418 ドルが支払われた。また、同月「ウィルソン・センター」のテリーが管理する寄附金口座に韓国大使館から 2 万 6035 ドルが振り込まれた。

【筆者註：韓国外交官 I からテリーへのテキストメッセージや、テリーと「ウィルソン・センター」職員との遣り取りは、通信傍受で把握されている。】

## (10) 韓国の依頼による論説記事の執筆（2023 年 3 月、4 月）

### (ア) 「ワシントン・ポスト」紙への論説記事執筆

2023 年 3 月 7 日、テリーは「ワシントン・ポスト」紙に韓日関係に関する論説記事<sup>25</sup>を執筆した。本論説記事は、前日 3 月 6 日の韓国外交官 J からの電話依頼によって執筆したものであるが、執筆依頼を受けたテリーは、国情院 C にテキストメッセージを送り、執筆に関して必要な諸論点について情報提供を依頼し、その回答に沿った内容となっている。

3 月 7 日にテリーは、国情院 C に論説記事への韓国側の反応をテキストメッセージで問い合わせたところ、C からは、韓国大使や国家安全保障補佐官など、韓国政府高官が喜んでくれるという回答を得ている。

### (イ) 「韓国日報」紙への論説投稿

また 2023 年 4 月 27 日には、テリーは「韓国日報」紙に「韓米サミット、更に堅実な『同盟 70 年』の前進」<sup>26</sup>と題する韓国語の論説を執筆し、また同日、より長文の論説がオンラインで公表された。

この論説記事も、韓国外交官 I からの依頼により執筆したもので、4 月 10 日頃テキストメッ

<sup>23</sup> 韓国のシンクタンク the Korean Association of International Studies (KAIS)

<sup>24</sup> YouTube, 2023, "70 Years of the US-ROK Alliance: The Past and the Future," 19 April 2023, accessed 28 July 2024, <https://www.youtube.com/watch?v=ztu-CPE-lFE>

<sup>25</sup> Sue Mi Terry and Max Boot, "Opinion : South Korea takes a brave step toward reconciliation with Japan," *The Washington Post*, 7 March 2023

<sup>26</sup> スー・ミ・テリー、「한미 정상회담, 한층 탄탄해진 '동맹 70 년'의 앞길」(韓国日報、2023 年 7 月 27 日)、2024 年 7 月 28 日閲覧。  
<https://m.hankookilbo.com/News/Read/A2023042714510004055>

セージで 500 ドルの報酬で依頼を受けている。

## 4 FBI による面接と搜索差押

### (1) FBI によるインタビュー

2023 年 6 月 5 日、FBI は、テリーに対して任意のインタビューを実施したが、その際テリーが認めた主要点は次の通りである。

- ・ CIA を辞職したのは、韓国国情院職員との接触が問題であったためであったこと。
- ・ CIA 辞職後、A、B、C の 3 人が韓国国情院の職員であり、B、C は韓国大使館の諜報責任者であることを知って会っていたこと。2020 年 8 月以来 C とは 20 回ほど主として寿司レストランで会食をしており、バッグやコートの贈り物を得ていたこと。自分は韓国国情院の情報源であったこと。
- ・ 2022 年 6 月の国務長官との会合について、事前に C に連絡して、会合直後には会合の詳細内容を C に提供したこと。(上記 3 (6))
- ・ 2022 年 7 月には国情院の要請によって、それを隠して、議会スタッフを集めたパーティを開催したこと。(上記 3 (7))
- ・ 2023 年 1 月のレストラン会合では、国情院 C の要請に応じて、それに先立つ駐日米国大使と会合した内容について説明したこと。また、韓米間の「核協議グループ」のアイデアは C から得たこと。同年 1 月の『フォーリン・アフェアーズ』論考は出版前に草稿を C と共有したこと。(上記 3 (8))
- ・ 2022 年 7 月と 2023 年 4 月の「ウィルソン・センター」への送金は、韓国国情院がテリーの活動資金として提供したこと。(上記 3 (7)、(9))

### (2) 搜索押収

またインタビュー当日の 2023 年 6 月 5 日頃、FBI はテリーの住居を搜索して、次のものを差し押さえた。

- ・ 国情院 B、C がテリーに贈ったブランド品のハンドバッグ 2 つと、ジャケット 1 つ (これはテリーが貰ったコートを返品して代わりに購入したもの)
- ・ テリーの携帯電話。これは国情院 C との連絡に使用されたものであり、分析結果は、暗号化メッセージアプリを使った秘匿通話は 2022 年 10 月から 2023 年 6 月初の約 8 ヶ月間にテリーと C との間で 100 回以上の通話記録が残っていたが、テキストメッセージは 2023 年 6 月 5 日の 3 通しか記録が残されていなかった。これは、テリーがテキストメッセージについては、暗号化メッセージアプリで 2 日後に記録が自動的に消去されるように設定していたからであるとしている。

【筆者註：押収した携帯電話には、テキストメッセージは直近の 3 通しか残されていなかったが、本起訴状には過去のテキストメッセージの内容が多数記載されている。テキストメッセージは FBI が押収した携帯電話から取得したものではなく、FBI が本件調査と同時並行的

に通信傍受により取得していたことが明らかである<sup>27</sup>。】

## 5 起訴罪名：外国代理人登録義務違反と同共謀罪

テリーは、外国代理人登録義務違反、及び同違反の共謀で起訴されており、罰則は、登録義務違反が5年以下の拘禁刑及び1万ドル以下の罰金であるので、二罪併せて最高10年の拘禁刑が科せられる。(合衆国法典第22篇612条(a)項、同618条(a)項。共謀罪は合衆国法典第18篇371条)。更に犯罪収益の没収(合衆国法典第18篇981条(a)項、同第28篇2461条(c)項)も要求されている。

そもそも外国代理人登録法の目的は、外国主体による米国に対する隠密裡の影響力行使を防止するもので、その規制内容は、外国主体の代理人、即ち外国主体のために政治活動、政治コンサル、広報宣伝活動など特定の行為を行う者は、その旨を司法長官に登録しなければならず、登録を怠ると拘禁刑5年以内の罰則が科される。登録先は、司法省の国家安全保障局の外国代理人登録法課であり、登録情報の項目は、外国主体、外国主体への提供サービス内容、報酬の源と金額、登録者による政治献金などであり、登録情報は司法省のウェブサイトで開示される。

テリーは、この外国代理人登録法の義務に関しては、連邦議会での証言の度に注意喚起されている。即ち、彼女は、議会下院で2016年、2017年、2022年と3回、朝鮮半島専門家として証言しているが、毎回、外国代理人登録法に基づき登録した外国代理人ではない旨を宣明し、偏見のない独立した人物である趣旨を表明している。また、2022年11月には、勤務先<sup>28</sup>で外国代理人登録法について研修も受けている。

なお、外国のために広義のスパイ活動をする者の取締りに有効な罰条には、外国人登録義務違反のほか、虚偽供述罪(合衆国法典第18篇1001条(a)項)がある。本事案では、2023

---

<sup>27</sup> 本文の記載から、テリーは、SignalやTelegramなどの「セキュア」なメッセージアプリを使用していたことが分かる。例えば、Signalでは、端末間の通信の暗号化(end-to-end encryption)が可能で、且つ、サービス事業者のサーバーには記録が残らないため、通信傍受は困難とされている。また、端末に保存されたメッセージの自動消去機能もある。テリーはCIAでの勤務経験があるので、「セキュア」な通信方法についての知見も有していたとみられ、相当前からこの「セキュア」なメッセージアプリを使用していたと考えるのが合理的である。

ところが、本事例では、テリーが使用していたメッセージアプリによる通信内容が(遅くとも2010年代半ば以降は)傍受されているのである。傍受手法の可能性として考えられるのは、一つ目は、テリーの持つ携帯電話端末(スマートフォン)をハッキングして、携帯端末から直接データを収集していた可能性である。二つ目は、米国の当局が何らかの方法で、解読できないとされている端末間の通信の暗号(end-to-end encryption)を解読する技術を保持している可能性である。しかし、何れの手法も本来秘匿すべき手法であるから、それによって得た情報を起訴状に記載するのは、相当の決断が必要であったのではないかと考える。

なお、携帯電話(スマートフォン)に対するハッキング技術は日進月歩である。例えば、イスラエル企業NSO社(2010年設立)のPegasusというハッキング・システムは、殆ど無敵とも言える程スマートフォンに対するハッキング能力を持っており、相当多くの国のインテリジェンス機関や治安機関が使用している。

<sup>28</sup> これは「ウィルソン・センター」と考えられる。

年6月5日にテリーはFBIのインタビューを受けたが、このインタビューで、テリーは韓国国情院職員との付き合いについて、虚偽の供述をしなかったようである。もし、国情院職員との関係を隠蔽する供述をしていれば、更に虚偽供述罪にも問われるところであった。

## 6 本事件の考察と教訓

### (1) 韓国国情院による影響力工作

本事案を見ると、韓国国情院は、韓国出身で米国に帰化したテリーに対して、その分析業務に役に立つ情報素材や論点などの提供から始めて、高級レストランでの饗応、ブランド品の贈与、寄附金名目での現金供与などの利益を供与している。他方、テリーは、その見返りに、出版物や米韓のメディア出演で韓国政府の意向に沿った言論活動を展開したり、国情院職員に米国政府の非公開情報を提供したり、韓国政府職員の米国政府職員への橋渡しをしたりしていた。韓国国情院は韓国・東アジア専門家であるテリーを「資産」(asset)とし、その「資産」を通じて、米国の対韓政策、対アジア政策に影響力を行使しようとして来た。その実態が具体的に明らかにされたのである。

影響力工作は、国際政治において、自国の国益を増進するための工作手法として標準的な手法であろう。

なお、諸外国が米国の研究者に対して当該国に対して好意的な言論活動などを働き掛けることは常態であろうし、それ自体は犯罪ではない。しかし、テリーの場合は、韓国政府から継続的に飲食金銭などの利益供与を受け、その意向に沿った活動をしていながら、その協力関係を隠していたことが問題とされたのである。

### (2) FBIの調査手法・捜査手法

FBIのテリーに対する国家安全保障調査及び司法捜査の実態が、本起訴状から相当明らかになっている。つまり、通信傍受を駆使して、テリーや韓国国情院職員の電話通話、Eメール、メッセージアプリを使ったテキストメッセージやチャットなどを捕捉してその行動を把握し、更に、各種監視カメラの映像の取得や、必要に応じて、直接的な監視を行い会食などの行動を撮影録音している。また、重要な結節において本人インタビューを実施している。

FBIが実施している国家安全保障のための広汎な行政通信傍受は、我が国の警察にない重要且つ効果的な情報収集手段である。また、機を見て行うFBI調査官による本人インタビューは、そこで本人が虚偽の供述を行えば、直ちに虚偽供述罪という犯罪を構成することになるし、また、本事案のように本人が観念して真実を供述すれば、実態解明に資することとなる。実にFBIの持っている情報収集手段は強力である。

本事案は、当初、国家安全保障目的の行政調査として始まり、途中から司法捜査に移行したと見られる。その移行時期は起訴状からは明確ではない<sup>29</sup>。何れにしろ、FBIが国家安全保障調査で入手した資料を、司法捜査の証拠として使用して差し支えないとの解釈、裁判例

<sup>29</sup> 筆者は、司法捜査への移行時期は2023年6月の捜索押収時と推定する。

が確立されているので、この点は問題がないと思われる<sup>30</sup>。

なお、本事案の捜査は、2023年6月に本人のインタビューと捜索差押を実施した段階で一応の区切りがついていたが、起訴は2024年7月であり、その間に1年以上の長期の時間を要している。その理由は明らかではないが、先ず、本事件ではFBIによる広汎な通信傍受が行われており、裁判の場でその広汎な通信傍受の実施を明らかにすることの是非の判断に時間を要した可能性がある。また、証拠開示をしなくても済むようにテリーとの司法取引での有罪を目指したものの、結局司法取引が成立せず、その交渉に時間を要した可能性もある。

### (3) テリーの対日イメージと日米関係への影響

テリーの対日イメージはどのようなものであったろうか。この点、既述の2023年3月「ワシントン・ポスト」紙の韓日関係に関する論説記事<sup>31</sup>を読んでも、日本に対して特別の悪感情を有している訳ではないようである。他方、同論説記事でも、日本による朝鮮統治が残酷な植民地統治であり、その末期には、「日本軍」が朝鮮人男性75万人を徴用して強制労働者とし、また、女性20万人を徴用して日本軍の性奴隷としたと、韓国における「常識」が淡々と記述されている。つまり、日韓の間で争われている歴史認識において、テリーは韓国側の認識に立っているのである。しかし、戦時の勤労働員は、戦時に不足する労働力を補充するために、朝鮮半島に留まらず、日本内地でも、英国でも広く行われた行政措置であって<sup>32</sup>、日本軍が主体となって行った訳でもない。更に、女性20万人の性奴隷として徴用などというのは、全くの根拠のない話であることは今や明白である。

テリーは、国家安全保障会議の韓国・日本・大洋州担当課長を務めた程の人物であり、著名な朝鮮半島・東アジア専門家であるから、米国の対日政策に一定の影響力を保持していた人物と考えて間違いないであろう。

その人物が史実に反する韓国側の歴史認識に立って、その認識を無条件に米国で流布し、その認識を基に米国の対日政策が決められているとすれば、実に背筋の寒くなる現実である。

テリーのような著名な朝鮮半島・東アジア専門家に対して、正しい歴史認識を持ってもらうために、在米日本大使館はそもそも広報活動をしているのか、心もとないものがある。韓国国情院による影響力作戦というレベルではなく、日本の国益に沿った正しい事実の広報活動・外交活動を、我が外務省には期待したいものである。

### (4) 我が国に対する影響力作戦

さて、我が国に対する影響力作戦の実態は如何であろうか。諸外国も我が国に対して影響

<sup>30</sup> 茂田忠良「米国における行政傍受の法体系と解釈運用」警察政策学会資料第94号、2017年、34-40頁。

<sup>31</sup> Sue Mi Terry and Max Boot, *ibid.*

<sup>32</sup> 黒川勝利、「第2次大戦期アメリカにおける労働力動員問題」、岡山大学経済学会雑誌13(4)1982年、127～147頁。2024年7月29日閲覧

—阿由葉光「戦時期の労働力と国民生活」神戸大学経済研究科経済学部・R4年度優秀論文(2023年1月)。2024年7月29日閲覧。[https://www.econ.kobe-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/yushuronbun\\_ayuha.pdf](https://www.econ.kobe-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/yushuronbun_ayuha.pdf)

力作戦を仕掛けてきているのは間違いのないところであろう。そして実際、経済的利益などと引き換えに、特定国の利益のために活動する日本人は相当いると思われる。秘密保持義務があるので記載することはできないが、筆者の現職時代の経験でも、金銭的或いは経済的利益の見返りに外国の利益のために活動する政治家や知識人がいたのは事実である。

しかし、我が国では、そのような影響力作戦による検挙事例を知らない。我が国では影響力作戦の事案を検挙する罰条としては収賄罪が考えられるが、職務権限などの要件が厳しく検挙は難しいであろう。FBI が活用する外国代理人登録義務違反や虚偽供述罪という罰則規定や、広汎な行政傍受権限は我が国警察には与えられていないからである。

我が国の国益を考えると、検討を要する課題であろう<sup>33</sup>。

---

<sup>33</sup> 米国は近年、外国政府による不正な影響力工作の取締りを強化しており、訴追件数は既に数十件を超えている。テリーの検挙もその一環である※1。有名な事件では、上院議員のボブ・メネンデスが、2024年7月16日に一審の陪審裁判において外国代理人登録義務違反や収賄など16の罪で有罪評決を受けた。彼はニュージャージー州選出の民主党議員であるが、上院外交委員会の委員長を歴任するなど外交畑の大物議員である。その彼がエジプト人妻との関係でエジプト政府の代理人として活動したのである※2。また、下院議員のヘンリー・キュラーが、同年4月30日に外国代理人登録義務違反や収賄など14の罪で起訴された。彼は、テキサス州選出の民主党議員であるが、連邦議会のアゼルバイジャン集会の共同議長を務めており、アゼルバイジャン政府の代理人として活動したという容疑である※3。陪審裁判の開催は2025年の予定である。

※1 Claire Fahy, Jesse McKinley and Benjamin Weiser, “U.S. Accuses Former C.I.A. Analyst of Working for South Korea,” *The New York Times*, 19 July 2024.

—Josh Gerstein, Miles J. Herszenhorn and Caitlin Oprysko, “US says well-known South Korea expert was an agent for the country,” *Politico*, 16 July 2024, accessed 21 July 2024.

※2 Salvador Rizzo and Shayna Jacobs, “Sen. Menendez convicted of bribery, other charges in corruption trial,” *The Washington Post*, 16 July 2024.

※3 Perry Stein and Marianna Sotomayor, “Rep. Henry Cuellar accused of taking bribes from Azerbaijan, Mexican bank,” *The Washington Post*, 3 May 2024.



# トランプ前大統領狙撃事件と警護の教訓

茂田忠良

## <目次>

はじめに	37
1 狙撃事件の概要	38
2 警護態勢の概略	41
3 警護措置の問題点	45
4 我が国への教訓	51
別添1 狙撃事件の時系列的経緯	55
別添2 本狙撃事件に関する引用文献・参考文献	58

## はじめに

2024年7月13日（土曜日）、トランプ前米大統領が、ペンシルベニア州内の選挙集会において演説中に、狙撃されて負傷する事件が発生した。狙撃後のシークレットサービス（以下、SS）の対応は、訓練通りの優れたものであったが、他方、その他の警護措置については、無線通信系の構築、行先地警護や狙撃対策班の運営などに各種の問題点が見られた。そこで、本事件の概要と警護態勢、警護措置の問題点、我が国の警護実務への教訓を論述する。

分析資料は、SSの最終報告書（11月1日）<sup>1</sup>及び暫定報告書（9月20日）<sup>2</sup>、議会調査委員会の委員による暫定報告書（8月12日）<sup>3</sup>、関係郡警察であるバトラー郡警察の警護計画書<sup>4</sup>とビーバー郡警察の警護実施報告書<sup>5</sup>、及び多数の報道記事を分析した。

SS最終報告書（11月1日）は、秘密部分を削除した簡略公開版（実質6頁）であって、事実関係の記載はなく、警護の問題点の骨子と実施済みの改善点の骨子を記載しているのみである。他方、同日のSS広報文ではSS警護の「資源を劇的に増加させるために連邦議会と協働している」と記載<sup>6</sup>しており、予算の増額に向け連邦議会との調整が続いていることを示

<sup>1</sup> Secret Service, *U.S. Secret Service Mission Assurance: U.S. Secret Service Inquiry into the Events of July 13, 2024*, 1 November 2024. (以下「SS最終報告書」)

<sup>2</sup> Secret Service, *U.S. Secret Service Mission Assurance Report Summary*, 20 September 2024. (以下「SS暫定報告書」)

<sup>3</sup> Congressman Clay Higgins, *Preliminary Investigative Report to Chairman Mike Kelly Investigative Authority: House Bi-Partisan Task Force on the Attempted Assassination of Former President Donald Trump*, 12 August 2024. (以下「連邦議会暫定報告書」)

<sup>4</sup> Butler County Sheriff, *Butler ESU Donald J. Trump Detail*, 13 July 2024 (以下「バトラー郡計画書」)

<sup>5</sup> Beaver County Sheriff, *FPOTUS After Action Beaver County ESU/SWAT*, 13 July 2024. (以下、「ビーバー郡報告書」)

<sup>6</sup> Secret Service, “U.S. Secret Service Releases Completed Mission Assurance Inquiry into the Attempted Assassination of Former President Donald Trump,” *News release*, 1 November 2024.



している。

本事件については、米国のマスメディアが、関係警察機関から多くの開示資料（画像を含む）や警察官の証言を得ている他、取材映像や SNS に掲出された映像を多数収集して分析報道が多数なされている。本論考記載の事実関係の多く及び警護態勢については、関係郡警察の計画書・報告書やマスメディアの報道によっている<sup>7</sup>。また、警護措置の問題点についても、SS 報告書等とメディアの報道の間に大きな齟齬は見られない。

## 1 狙撃事件の概要

### （1）狙撃の概要

トランプ前大統領は、2024 年 7 月 13 日 18 時 11 分過ぎに、ペンシルベニア州バトラー郡内の選挙集会で演説中に狙撃を受けた。米国は夏時間を採用しており、夕刻にもかかわらず、現地は明るい状態だった。

狙撃犯人は選挙集会の会場北隣の建物屋上から、18 時 11 分 32 秒から 34 秒の間に自動小銃で 3 発連射し、最初の 1 発がトランプ氏の右頬を掠めて右耳上部に当たった。狙撃を受けたトランプ氏が、その場にしゃがみこんで姿勢を低くすると同時に、演壇周辺にいた SS 身辺警護員 5 名がトランプ氏に殺到して覆いこみ、身体でトランプ氏を防護する態勢をとった。狙撃犯人は、11 分 36 秒から 37 秒の間に更に 5 発連射したが、これはトランプ氏や SS 身辺警護員には当たらなかった。

この狙撃に対して、11 分 38 秒に地元バトラー郡警察の緊急対処班 QRF の 1 人が狙撃犯人を狙撃して一旦怯ませたところで、11 分 47 秒には SS 狙撃対策班が 1 発の銃弾で狙撃犯人を射殺した。その後、18 時 12 分 16 秒には「狙撃犯制圧」(Shooter is down.) の SS 無線連絡があり、SS 身辺警護員は、二次攻撃の危険に備えて、トランプ氏の周りに人垣を作り、近くに待機させた車両に誘導して、18 時 14 分には現場を離脱して病院に向かった。乗車の際も、二次攻撃に備えて、車両の周辺を、襲撃対策班 CAT という武装警護員や行先地警護員が防護態勢をとった。現場を離脱したのは、狙撃犯人による初弾発射から、約 2 分 30 秒後である。

この狙撃によって、トランプ氏が負傷した他、集会参加者 1 人が死亡し 2 人が重傷を負ったが、重傷の 2 人は 7 月中に病院を退院している。

### （2）集会会場

選挙集会の会場は、ペンシルベニア州バトラー郡コノクネシング町にある「バトラー農場ショー」という農場テーマパークで、ショーやゲームや乗馬が楽しめるキャンプも可能な、地域の憩いの場である。その野外広場にフェンスを設置するなどして集会会場を設営していた。集会の参加予定者数は 1 万 5 千人であり<sup>8</sup>、1 万人以上の聴衆が集まったと見られる。集會会

<sup>7</sup> 報道記事は多量にあるが、重複し或いは矛盾する内容がある。そこで、本論考では、政府や議会の公式資料の他、多量の報道を比較対照して、最も事実に近いと考えるものを記載した。

<sup>8</sup> SS 最終報告書、5 頁。

場入り口では、ゲート式金属探知機によるセキュリティ・チェックが行われ、武器の所持者や不審者は入場させない警備措置が採られていた。

### (3) 狙撃場所

狙撃場所は、集会会場の北に隣接する AGR インターナショナル（以下、AGR）という地元企業の敷地内の建物屋上である。同企業敷地は、集会会場外であり、敷地内への立入規制は敷かれておらず、住民の立入りは自由であった。実際、同敷地内からは集会会場内のトランプ氏は直接は見えないものの、会場内巨大スクリーンに映ったトランプ氏の画像は見え、また演説も聞こえるので、数十人以上の人が集まっていたようである。

AGR 敷地内には主に倉庫の建物群があり、その最南端の集会会場に近い建物 A は平屋の建物で緩い傾斜の切妻屋根がある。狙撃犯人は、この屋根の大棟（地上約 5mの頂上部）の北側の傾斜に隠れて狙撃してきたのである。距離は、演台前のトランプ氏から約 140mであった。

AGR 敷地内には、最南端の建物 A の北側に一部 2 階建ての建物 B、更にその北には平屋の建物 C、D の 2 棟があるが、これら B、C、D 3 棟の平屋部分の屋根は平屋根で、且つ建物 4 棟屋上との間の歩行移動が可能であった。狙撃犯人は、最北端の建物 D に附置されたエアコンを踏み台に屋上に登り、そこから C、B の屋上を歩いて、最南端の建物 A に達したのである。狙撃犯人が最北端の建物 D の屋上に上がったのが 18 時 6 分で、最南端の建物 A の屋根に到達したのが 18 時 9 分である。

狙撃犯人は、最南端の建物 A の切妻屋根北側（SS 狙撃対策班から死角）に到達すると、屋根の傾斜に隠れて、持っていたバックパックから伸縮式銃床<sup>9</sup>の AR15 型自動小銃を取り出し、腹這いで屋根を這い上がり、大棟付近からトランプ氏を狙撃したのである。建物 A の屋根に移動してから狙撃開始まで、3 分未満であった。トランプ氏が約 140m という近距離で狙撃されても致命傷を負わなかったのは、幸運である。

なお、配備にしていた地元警察官は、1 時間前には不審者の存在に気付いており、狙撃直前には、不審者を捕捉するために、必死に捜索をしていたが、狙撃前に不審者を捕捉することができなかったのである。

### (4) SS 狙撃対策班による犯人射殺<sup>10</sup>

SS 狙撃対策班は 2 個班（H1 班、H2 班、各 2 人）配置されており、集会会場の演壇の東側、演台後方数十 m の 3 棟の建物群の内、北側と南側の 2 棟の切妻屋根の大棟、地上約 7m の頂上部に、監視・狙撃拠点を設定していた。狙撃時刻の 2 分ほど前には、北側の建物 A の屋根上に不審者がいるという連絡を受けていた。

北側の SS 狙撃対策 H2 班は、北方を監視対象としており、狙撃場所までの距離は約 120

<sup>9</sup> WP-7/30。WP-7/30 は The Washington Post 7 月 30 日付の記事を意味する。本論考では、米国マスメディアの報道を出典とする記述が多いので、マスメディア出典記事の記載は、「別添 2 本狙撃事件に関する引用文献・参考文献」の一覧表で示した略称を用いる。

<sup>10</sup> WP-7/16

mであったが、狙撃場所となった建物 A 東端の南には樹木が茂っており、狙撃犯人はその陰に隠れて良く視認できなかった。

他方、南側の SS 狙撃対策 H1 班は、南方を監視対象としていたため、連絡を受けて 18 時 10 分に監視対象を北方に向けるべく態勢を整えて、狙撃犯人の頭部を打ち抜いて射殺したが、それは、狙撃犯人が初弾を発射した 11 分 32 秒から 15 秒後の 11 分 47 秒であった。

犯人の狙撃を未然に防げなかった理由の一つは、SS 狙撃対策班は、建物屋上に不審者がいるとの通報は受けたが、不審者が小銃を持っている脅威 (Threat) であるとの情報は得ていなかったため、射殺すべしと即断できなかったためとされる。理由のもう一つは、狙撃犯人は切妻屋根の傾斜に身を隠していたために、狙撃犯人の状態を良く視認できなかったとも指摘されている。SS 狙撃対策 H1 班と狙撃犯人の間の距離は約 160m であるが、SS 狙撃対策班は 1 発で頭部を打ち抜いて制圧している。狙撃犯人の頭部が建物 A の切妻屋根の大棟上に露出した時に、照準を合わせたと見られる。

なお狙撃直前に、状況切迫を把握した地元バトラー郡警察の緊急対応班 QRF は、AGR 建物に向かって前進待機していたが、狙撃を受けて、11 分 38 秒に緊急対応班の 1 人が約 100 m 離れた地上から狙撃犯人を狙撃している。銃弾は狙撃犯人の小銃の銃床に命中し、その破片が狙撃犯人の顔、頸、右肩に飛び散ったため、狙撃犯人は一瞬怯んだ。そして、態勢を立て直して頭部を上げたところを、SS 狙撃対策班に射殺されたのである。

## (5) 緊急病院<sup>11</sup>

トランプ氏は、18 時 14 分に車列で集会会場を離れ、バトラー記念病院 (294 床) に向かい、18 時 40 分には治療を開始した。受傷時刻から 30 分未満である。

バトラー記念病院では、SS からのトランプ氏襲撃の急報を受けて、既定の緊急計画に従って病院を閉鎖し、トランプ氏滞在中は、SS、FBI、国土安全保障省、ピッツバーグ市警察、バトラー郡警察の人員 40 から 50 人が警備に当たったと報道されている。病院閉鎖は、トランプ氏が病院を離れる 21 時 30 分まで継続されたが、この間、病院には他の救急車は横付けできなかったため、来訪する救急患者に対しては、医師が駐車場で初期治療を実施した。

## (6) 狙撃犯人クルックスの人物像<sup>12</sup>

狙撃犯人は、20 才の青年トーマス・クルックスで、ピッツバーグ市南郊外にあるベセルパーク町の住民である。ベセルパークは、主として白人中産階級の住む人口 3 万人強の町で、今回の狙撃事件の会場まで自動車ですら約 1 時間、70~80 キロの距離にある。クルックスは、この町で生れ育ち地元の高校を卒業した。2024 年 5 月には地元のコミュニティ・カレッジで基礎工学を修め、秋に地元の大学に進学の予定であった。クルックスは、政治的に過激な思想を持っていた訳ではなく、問題児でもなく、控えめで頭の良い学生と評価されていた。そして、事件当時は、老人ホームで助手として働いていた。また、家族の仲も悪くはなかった。つまり、一見普通の現代米国の白人青年である。

<sup>11</sup> NYT-7/16②

<sup>12</sup> NYT-7/17②、NYT-7/19、WP-7/24

現時点では、犯行の動機はイデオロギーや政治的なものではなく、犯行によって死んでも名前を残したいという自己顕示的なものではないかと見られている<sup>13</sup>。

クルックスは、2023年8月クレアトン・スポーツクラブという射撃クラブの会員になり、犯行に使用したAR15型小銃は、同年10月に父親から譲り受けている。以来、射撃場（200ヤードの射場）<sup>14</sup>を概ね週に1回、合計43回訪問していた。最後の訪問は、事件前日の12日であった。なお、この地域で小銃の所有は、珍しいことではなく、彼の在籍した高校にも射撃クラブがあり彼も所属していたが、射撃は上手ではないというのがクラブでの評価であった。

### （7）事前の脅威情報の把握

クルックスは警戒対象としても全く把握されていない人物であり、今回の狙撃事件に関する具体的な脅威情報は、全く把握されていなかった。他方、米国インテリジェンス機関はイランがトランプ氏の暗殺を企図しているとの情報を入手しており、また、現在の政治情勢やトランプ氏の性格などから判断して、脅威レベルは高まっていると評価されていた。そのため、警護レベルは引き上げられていたのである。

## 2 警護態勢の概略

トランプ氏は、前大統領で且つ大統領選挙候補者でもあり、その警護の責任部署はSSである。しかし、警護はSSだけで出来るものではなく、行事主催者や州警察や郡市町村警察など関係機関多数によって行う複合事業である。

今回の警護にも多数の警察機関が参加している。SSの他、同じ国土安全保障省傘下の移民関税執行局（ICE）、ペンシルベニア州警察、バトラー郡とビーバー郡とワシントン郡の3郡の郡警察、ピッツバーグ市警察、バトラー町警察である。

ペンシルベニア州警察は警察官約4700人（総員6600人）、ピッツバーグ市警察は警察官約900人（総員約1000人）とそこそこの大きさであるが、3つの郡警察はそれぞれ警察官が数百人の小規模警察であり、バトラー町警察に至っては警察官が20数人の零細警察である。集会会場のバトラー郡コノクネシング町は町独自の警察機関を設置していないので、集会会場に対して第一次的な管轄権を持っているのはバトラー郡警察である。これらの各種警察機関から総勢百数十人以上の要員が参画し、それらの活動を統括調整するがSSの役割であった。

今回の警護態勢全般についての公的資料は未だ公表されていないが、報道資料、バトラー郡警察の警護計画書、ビーバー郡警察の警護実施報告書などを分析して、各分野の警護態勢の概略を説明する。

---

<sup>13</sup> WP-7/20

<sup>14</sup> CNN-7/15

### (1) SS 身辺警護員 (protective detail)

米国 SS の身辺警護員は、大統領警護の場合では、先ず、大統領警護課長が常に大統領に密着同行し、それに通常 3 交替制の身辺警護チームが加わる。交替制のチームは 1 チーム 6 人前後である。チーム員は同じ組織に属し且つ通常一緒に行動しているので、警護対象者の行動の癖を熟知した上で、円滑なチームワークが発揮できる。トランプ氏の警護も同様の身辺警護態勢が採用されていたとみられる。狙撃時にはトランプ氏の周辺に少なくとも 5 人の身辺警護員がいた。

### (2) SS 襲撃対策班 (Counter Assault Team : CAT)

万一、警護対象に対して攻撃があった場合に、身辺警護員の主任務は警護対象を守って安全な場所に退避させることである。これに対して、攻撃に対処してこれを制圧する任務を持つのが襲撃対策班である。襲撃対策班は自動小銃など戦闘装備をしている。今回のトランプ氏の警護でも、1 個班 6 人程度が配置されていた。

### (3) 車列警護

警護対象者の乗車する車両は、SS 担当者が運転する。それに、SS 身辺警護員、SS 襲撃対策班が随行する。更に地元警察、今回はピッツバーグ市警察が白バイ部隊やパトカーを提供して車列警護と交通規制に当たった。また、後述するが、不時の緊急医療のため高規格救急車も準備されていたので、警護車列にも加わっていたものと推定する。

### (4) 行先地警護

行先地警護は、州警察や郡市町村警察など関係機関と SS 警護員が協力して行う。警護専門ではない多くの関係機関から多数の人員の提供を受けるので、SS には諸機関の統括調整指導などの役割が期待されている。

通常、選挙集会の入場規制や所持品検査などは、多くの人員を提供し得る地元警察の役割が大であり、今回のような立入規制エリア外の狙撃適地などへの警戒要員の配置も、通常、地元警察に依頼する。

それでは、今回の行先地の警護態勢を見てみることにする。

#### (ア) 会場警備一般

会場警備では、先ず、ペンシルベニア州警察が 30~40 人を派遣し、会場内の警戒任務に当たっている。一般参加者の会場の出入りの管理も担当したと推定される。

他方 SS は、SS 自体の行先地警護員の人数は不明であるが、連邦政府の国土安全保障省傘下の移民関税執行局から 16 人の派遣を受けて、要人やニュースメディアの会場の出入り管理その他、会場内の特定重要場所の警戒を担当したものと見られる。

#### (イ) 緊急事態対処

会場における緊急事態対処のために、地元警察に依頼して、襲撃対策班 CAT (Counter Assault Team) 3 個班、緊急対応班 QRF (Quick Response Force) 1 個班を設置した。各班の人員はそれぞれ 6 人程度である。これらの諸班も自動小銃など戦闘装備をしている。

襲撃対策班 3 個班は、集会会場に対する公然たる攻撃に対処する部隊であり、会場の出入口ほか、会場外柵を防護するために配置されていた。バトラー郡警察が 2 個班、ビーバー郡警察が 1 個班を派遣した。

緊急対応班 1 個班は、単独攻撃や狙撃その他の緊急事案に対応する部隊であり、バトラー郡警察が 1 個班を派遣した。今回の狙撃事件で、この緊急対応班の 1 人がクルックスを射撃して、クルックスの狙撃活動を一時中断させたのである。

#### (ウ) その他

上記の他、総員 20 数人という零細警察のバトラー町警察からは 7 人が派遣され、狙撃場所となった AGR 敷地周辺などで交通整理に当たった。後述するが、バトラー町警察 7 人の内 4 人が、依頼を受けて、狙撃直前のクルックスの捜索に参加している。

これらの行先地警護の態勢を見ると、会場自体の警戒警備態勢は厚く敷かれているが、狙撃場所となった会場外の AGR の建物群自体の警戒監視要員の配置がないことが注目される。つまり、狙撃場所となった建物 A の監視任務を付与された警察官がいなかったのである。

#### (5) 先遣サイトエージェント (site advance agent)

米国 SS による警護で重要な役割を果たしているのが、先遣サイトエージェントである。先遣サイトエージェントの任務は、関係諸機関の任務活動を統括調整して行先地の警護措置が必要な水準に達することを確保することである。行先地毎に先遣サイトエージェントが指定され、同人は、事前に、場合によっては数週間前から行先地を訪問して、行事主催者や地元警察など関係機関と警護計画の調整に当たる。

今回の先遣サイトエージェントの事前調整の動きを見てみよう。

先ず、7 月 3 日にトランプ選挙運動本部が、「バトラー農場ショー」に対して集会会場としての借上げを打診した。13 日の選挙集会の 10 日前である。これに対して、先遣サイトエージェントは 7 月 8 日に初めて会場に訪し、関係警察と共に現地実査と警備会議を開催した。先遣サイトエージェントは、SS 本部と SS ピッツバーグ支局から合計 3 人であった。その後、先遣サイトエージェントは関係機関と電話等で個別調整を続け、次に関係者が一堂に会したのは 11 日で、これが事前の最終合同実査であった。関係機関による事前の現地調整はこの 2 回だけである。選挙運動警護の常であるが、日程の決定が流動的であるために、事前準備に十分な時間が取れたとは言い難い。

集会当日 13 日の 9 時から現地で、州と郡の関係警察機関が一堂に会して警備会議を開催し最終の任務確認を行ったが、SS の先遣サイトエージェントはこの会合には出席していない。

#### (6) 狙撃対策班 (Counter Sniper Team : CST)

米国の警護では、今回の選挙集会の会場など規制区域は、その出入りを規制して立入り者をゲート式金属探知機等で検査して武器の持込を許さないようにするが、規制エリア外には武器を持った者がいる可能性がある。

そこで、主として規制エリア外からの狙撃を防ぐために、警護対象者が見えないよう目隠

し設備の設置、或いは防弾設備の設置などの措置を採るが、同時に重要なのが狙撃対策班である<sup>15</sup>。

SS の狙撃対策班は、一般の軍用狙撃銃や銃弾よりも更に弾道精度の高い特殊銃や特殊な銃弾を使用し、脅威を発見した場合には即座に狙撃する訓練を繰り返している。筆者の見聞したところでは、SS 狙撃対策班は 1990 年代において既に射距離 1000 ヤード (約 900m) の迅速狙撃に熟達しており、本事件での 160m の距離の射撃は容易である。銃弾はホローポイント弾を使用しているので打撃力が大きく、1 発でも命中すれば狙撃犯人は即死するか、少なくとも狙撃を続けることはできなくなる。また、狙撃対策班の任務は、狙撃者を射殺することだけではなく、脅威を発見した場合には、脅威情報を無線通信で身辺警護員に伝達する役割もある。それによって、警護対象者を安全な場所に退避させるのである<sup>16</sup>。

SS 狙撃対策班は、警護対象者の所在地の近くの高所に陣取って、警戒・狙撃を行う。それが狙撃者を最も発見し易い場所であるからである。今回の警護では、トランプ氏の演台の後方、東側数十mにある倉庫の切妻屋根の大棟 (頂上部)、地上約 7m の所に警戒・狙撃場所を設置していた。

今回の警護では、SS 狙撃対策班 2 個班計 4 人の他に、地元警察の狙撃対策班 2 個班をそれぞれ集會会場外の北側と南側の高所に 1 個班ずつ配置した。人員は、集會会場北方の狙撃対策班にはバトラー郡とビーバー郡の警察官 3 人、南方の狙撃対策班にはワシントン郡の警察官 4 人と、3 つの郡警察からの混成である。会場北側の監視拠点は、実はクルックスが狙撃した AGR の建物 A の北隣の建物 B の 2 階であった。但し、これら地元警察の狙撃対策班の任務は、集會に参加する群衆の不審動向の監視に重点を置くように指示されており、南隣の建物 A の屋根上の狙撃場所の監視は指示されていなかったとされる<sup>17</sup>。

## (7) 救急医療

大統領警護の通例では、大統領が負傷した場合に備えて、警護車列に救急車を組み入れると共に、行先地毎に緊急病院を指定する。SS はその病院と事前に緊急治療のための契約或いは取決めを結ぶ。病院は警護対象者が現地に滞在中は手術などの緊急措置が取れるように医師その他の準備態勢を整えて待機しており、病院には担当 SS 警護員が駐在して何時でも大統領を迎え入れられるように警護措置も準備している。

今回のトランプ氏の警護でも、バトラー郡警察の警護計画書によれば、先ず、高規格救急車と救急医師が、地域の緊急医療ネットワーク組織 AHN EMS<sup>18</sup>から提供されて、選挙集會中は演壇の後方に待機していた。また、救急病院として集會会場から約 5km と至近のバトラ

<sup>15</sup> 狙撃対策班の配置は、通常大統領には配置されるが、副大統領には状況による。前・元大統領には通常配置されないが、今回の選挙集會で前大統領たるトランプ氏に初めて配置された (NYT-9/16)。但し、狙撃対策班配置の決定は 7 月 9 日であった (SS 最終報告書)。

<sup>16</sup> なお、規制対象エリア外で警護対象者が狙撃可能な場所、つまりベランダ、屋上、窓については、その場所には絶対に出ないよう、また、ガラス窓は絶対には開けないよう、現地住民に対して現地警察を通じて指導を行う。その際に仮に違反した場合は、狙撃対策班の狙撃を受ける可能性があること警告しておくのである。

<sup>17</sup> NYT-7/17①、NYT-7/20①

<sup>18</sup> Allegheny Health Network Emergency Medical Services の略称

一記念病院と同病院の担当医師が指定され、万一の準備をしていた。また、病院担当 SS も配置されていたようで、その結果、トランプ氏受傷の緊急連絡後、トランプ氏の病院到着までに受入れ準備と病院閉鎖などの必要な警護措置が可能となった。

なお、襲撃対策班 CAT や緊急対応班 QRF には、各班にそれぞれ救急救命士 medic が配置されると共に、その他に予備の救急救命士も待機していた。

### 3 警護措置の問題点

ところで、狙撃前にクルックスの不審動向は把握されていなかったのであろうか。実は、地元警察は当日の不審行動を把握していたのである。把握していながら狙撃を実行されてしまった所に、今回の警護態勢と警護措置の問題点が顕れている。そこで、不審動向の把握と対応の事実関係を時系列で簡単に見た上で、それを前提として今回の警護措置の欠陥や問題点を見ていこう。

#### (1) 狙撃に至る時系列の事実関係

クルックスは、狙撃当日 7 月 13 日の午前中に集会会場を下見して会場を一旦去った後に、15 時 35 分頃に会場に再び現れた。その後、15 時 50 分頃から、AGR 敷地の上空でドローンを 11 分間飛行させるなど、偵察活動を行っていた。そして、17 時 10 分に地元狙撃対策班員 グレゴリー・ニコル（ビーバー郡 SAWAT）が監視場所の AGR 建物 B の 2 階から、建物 B の南西端付近の地上にいたクルックスを見掛け、不審を感じて 17 時 14 分にクルックスの写真を撮影している。更に、17 時 32 分、ニコルはクルックスがゴルフ用の測距計を保持しているのを目撃した。そこで、ニコルは、地元狙撃対策班仲間と携帯電話のグループチャットで情報を共有した後、17 時 41 分、地元バトラー郡の警察指揮所の担当エド・レンズに対して無線通信で、「青年が、建物を観察すると共に測距計を使って演壇方向を見ていた。同青年を見失った」旨を連絡した。

この連絡を受けたレンズは、17 時 44 分に携帯電話で、州警察指揮所の担当ジョセフ・オレイヤーに通報し、オレイヤーは同所にいた SS 担当官（氏名不詳）に口頭で伝達した。郡警察指揮所と州警察指揮所間には共通の無線通信系が存在しなかったため、携帯電話で連絡せざるをえなかったのである。その後の 17 時 52 分に、SS 狙撃対策班と SS 襲撃対策班は、SS 担当官から携帯電話で同情報の伝達を受けた。但し、通報は、不審者情報であり脅威情報との認識ではなかった。更に、SS 身辺警護員には、この不審者情報自体も共有されていなかった。

不審者を捜索し対応する人員がいなかったために、郡警察指揮所のレンズが交通整理担当のバトラー町警察官にも依頼するなどして、ニコルを含む 6、7 人の警察官がクルックスの捜索を開始する。

そうこうする内に 18 時 03 分、トランプ氏は待機場所から出て演台に向かって歩み、18 時 05 分に演説を開始した。



警察官がクルックスを探している間の18時06分に、クルックスはAGR敷地の一番北の建物Dに附置してあったエアコン設備を踏み台にして屋根によじ登って、そこから、D、C、Bと建物群の平屋根の屋上を渡り歩いて、18時09分南端の建物Aに到達した。

18時08分台、地元警察官が一瞬クルックスを目撃して、屋上に誰かいると無線連絡し、この連絡を受けたレンズは18時09分、州警察オレイヤーに「屋上に不審者がいる」旨を電話連絡。18時10分にはSS狙撃対策班もSS担当官から携帯電話で連絡を受けた。北方を警戒していた北のH2班はAGR建物方向を注視したが、樹木の死角になって、クルックスを視認できなかったようである。同時刻に南方を警戒していた南のSS狙撃対策H1班は北への態勢を採り出した。しかし、この時点でSS狙撃対策班が持っていた情報は、屋根の上の不審者情報のみであって、クルックスが銃を持っている脅威か否か不明であった。

この間、地元の警察官5、6人が建物A周辺で、クルックスを探していたが、良く視認できない状況であったため、18時10分54秒にバトラー町警察の警察官が、同僚に押し上げられて屋根上を覗き見たところで、屋根上からクルックスにライフルを突き付けられて落下した。バトラー町警察官は、男が小銃を持っていると無線連絡したが、この無線通信は、郡警察指揮所には届いたものの、州警察指揮所やSS担当官は傍受していない。

郡警察指揮所のレンズは、18時11分頃、地元の緊急対処班（バトラー郡SWAT）に対して小銃を持った男がいると出動を指示している。しかし、レンズはこの脅威情報をオレイヤーには伝える余裕が無かったという。仮に、無線傍受によって、同時刻にSS警護員と情報共有ができていれば、狙撃は防げたと思われる。

そして、18時11分32秒、クルックスが狙撃を開始したのである。

以上の時系列の事実関係を基に、以下、今回の警護措置の問題点を指摘する。

## （2）合同現地指揮所の不設置

警護実施においては、警護関係者の情報共有と意識の共有が重要である。そのためSSの標準手順によれば、このような警護実施では、関係機関が一堂に所在する合同現地指揮所<sup>19</sup>を設置することとなっており、SS側は合同指揮所が設置されると理解していた。即ち、同一の現地指揮所に、SS、州警察、関係する自治体警察、消防機関、医療機関など関係機関それぞれの担当者が一堂に所在し、各担当者が各組織の無線通信を傍受して、情報の共有を図る仕組みである<sup>20</sup>。

ところが現実には、SS側が合同指揮所と指定した州警察の移動指揮所（トレーラー）に所在したのは、SSと州警察の担当官だけであった。バトラー郡警察を中心とする地元警察の移動指揮所（トレーラー）は別に設置され、合同指揮所とSSが考えた指揮所（州警察指揮所）には、地元警察や消防機関などの担当官はいなかったのである。つまり、結果的に主要な現地指揮所が2つ設置されてしまった。一つは、州警察の移動指揮所で、会場の主出入口近

<sup>19</sup> SS最終報告書では、Security Roomと記述されている。SSと州警察、郡警察などの間には指揮命令関係が存在しないため、こういう表現になっていると思われる。一方、改善策では、unified command postという表現も使われているため、本論考では、Security Roomを「合同現地指揮所」と訳しておいた。

<sup>20</sup> SS最終報告書、3頁。

くに設置され、ここに SS 担当官も同居していた。もう一つは、バトラー郡警察の移動指揮所で、演壇に近い場所に設置され、他の郡警察や町警察の指揮所ともなった。この二つの指揮所は 300m 近くも離れていたのである。

SS の先遣サイトエージェントは、地元の郡警察が独自の指揮所を設置することは知っていたものの、合同指揮所に地元警察の担当官が来ないことは知らなかったとされる<sup>21</sup>。先遣サイトエージェントの重大な懈怠である。

仮に、実際に合同現地指揮所が設置されていたならば、クルックスに関する不審情報は直ちに共有され、不審情報が解消されるまで、トランプ氏の登壇の時刻を延期する、或いは登壇したトランプ氏を一旦避難させるなど、SS の標準的な対処手順が採られていたであろう。

### (3) 無線通信網の構築の失敗

今回の狙撃事件では、クルックスに関する地元郡警察の無線通信の内容が SS 警護員に適時に共有されておらず、SS 警護員の動きが常に後手に回ってしまった。

#### (ア) 2 つの指揮所間の共通無線通信系の欠落

既述のように、今回の警護警備では主要な指揮所が 2 つ設置されてしまった。一つの現地指揮所に全ての関係機関の担当者全員が一緒にいることが望ましいものの、二つの指揮所が無線通信で統合されていれば、合同指揮所不在の弊害は少なかったであろう。ところが、その統合無線通信網が設置されていなかったのである。

バトラー郡警察の側は、2 つの指揮所間を無線通信で統合する計画であったと推定できる。即ち、今回の警護では、第一次管轄権を持つバトラー郡警察の通信システム（第 4 系）が、郡や町の地元警察の基幹通信系として使用された。連邦議会暫定報告書によれば、事前計画では相互の無線交信については適切な計画が立てられており、バトラー郡警察は SS との相互交信用に複数の無線機を準備していたが、SS 担当者はその無線機を取りに来なかったという。

これは、SS 側は合同現地指揮所が設置される思い込んでいたため、自分達でバトラー郡警察の無線機を使用する必要性を感じていなかったためと考えられる。これも、SS 先遣サイトエージェントの重大な懈怠である。

この結果、2 つの指揮所間では互いの無線通信を傍受することができなかった。つまり、州警察指揮所の SS 担当官はバトラー郡警察の無線を傍受できなかったのである。そこで、現地警察の通信内容は、郡警察指揮所担当者レンズが、一々、携帯電話で州警察指揮所担当者オレイヤーに通報し、それを更に SS 担当者に口頭で伝える伝言ゲームになってしまった。これでは、情報共有に遅延が生じる上に、バトラー郡警察の無線通信の緊迫感は伝わらない。更に当日は 1 万人以上の集会参加者が集まったとみられるために、携帯電話の通信状況は不安定で通信遅延がみられたという。

この伝言ゲームによる情報遅延の結果、屋上の「クルックスが小銃を持っている」旨のバトラー町警察官による決定的に重要な無線通信（18 時 11 分前後）は、SS 担当官に通報されることなく狙撃に至ってしまったのである。

---

<sup>21</sup> 前掲。

#### (イ) 現地指揮所 SS 担当官の無線通信の不使用

更に問題を悪化させたのは、州警察指揮所にいた SS 担当官の他の SS 警護員に対する通信方法である。本来であれば、SS 担当官は原則として SS 警護無線を使用して現地の SS 警護員全員に必要情報を共有する必要がある。しかし、SS 最終報告書によれば、SS 担当官は、重要情報を全 SS 警護員に警護無線で知らせるのではなく、一部の SS 警護員に対して携帯電話による通話又はテキストメッセージで知らせていたのである<sup>22</sup>。その結果、重要情報を通報されるべき SS 身辺警護員に通報されず、SS 身辺警護員が情報過疎の状態に置かれてしまったのである。

なお、SS 担当官による無線通信の不使用が、同担当官による任務懈怠によるものか、或いは、SS 警護無線設定の瑕疵によるものか、現時点では不明である<sup>23</sup>。

#### (ウ) SS 身辺警護員ら SS 関係者の情報不足

上記 (ア) (イ) の欠陥の結果、SS 身辺警護員はそもそも「不審者情報」自体が全く知らされていなかった。また、SS 狙撃対策班について言えば、18 時前に「測距計を持った不審者」の情報が共有され、また、狙撃の 2 分ほど前に「不審者が屋上にいる」旨の情報は共有されたものの、同人が銃器を持っているとの情報は共有されなかった。このため SS 狙撃対策班は、脅威情報ではなく不審者情報の認識のまま対応し、クルックスに対する制圧射撃が遅れてしまったのである。

#### (エ) SS 狙撃対策班と地元警察狙撃対策班を繋ぐ通信系の不在

なお、SS 狙撃対策班と地元警察狙撃対策班は、同一任務を負っていたわけであるから、脅威情報の共有や対処方針の共有などでリアルタイムでの意思疎通が重要である。ところが、両者の間にも共通する無線通信系が不在だったのである。実際、集会前日の 12 日に、バトラー郡警察担当者が、SS 狙撃対策班に無線機（複数）を当日 11 時前に取りに来るように連絡したものの、それでも無線機を取りに来なかったという。これは SS 狙撃対策班の瑕疵である。

この通信系が存在していれば、SS 狙撃対策班が、地元警察狙撃対策班からクルックスに関する情報を直接受信して、より早期に対策を実行できた可能性がある。

#### (4) 狙撃対策目隠し設備の欠落

SS 最終報告書<sup>24</sup>によれば、SS 側の認識としては、トランプ氏の演壇と狙撃可能な AGR 敷地内建物の間には、遮蔽物が置かれる予定であった。遮蔽物としては、「バトラー農場ショー」の大きな農業用機械などを配置して、狙撃をできなくなる措置を採る予定であった。ところが、当日になってみると、遮蔽物は設置されていなかった。

<sup>22</sup> SS 最終報告書、4 頁。

<sup>23</sup> SS 担当官がこのような重大な任務懈怠を犯すとは驚きである。SS 最終報告書 7 頁には、対策として技術者支援による無線通信網の改善が挙げられているので、SS 技術部門による現地の SS 無線通信設備の設置が不十分で、SS 担当官が SS 無線を自由に使用できる状態ではなかった可能性もある。なお、現職大統領、副大統領などに関係する通信（警護用無線を含む）は、ホワイトハウス通信庁（White House Communication Agency）が全面支援をしているが、本警護では、支援を受けていなかったと見られる。

<sup>24</sup> SS 最終報告書、4 頁。

このように、行事主催者が実施することとなっている自主警備措置が、当日になってみたら実行されていなかったということは、警護では間々あることである。事前協議で合意された自主警備措置をしっかりと実行させるのも、先遣サイトエージェントの役割である。この点でも、本警護での先遣サイトエージェントの瑕疵は大きい。

## (5) SS 狙撃対策班の問題点<sup>25</sup>

本警護実施では、合計 4 班の狙撃対策班が配置された。SS から 2 班 4 人、地元警察から 2 班 7 人である。これら 4 班は、狙撃対策という共通の任務を持っているのであるから、一体として機能する必要がある。しかし、そのための具体的な措置が採られていなかった。

第 1 に、集会当日 13 日 9 時から地元警察による直前の作戦会議が開催されたが、SS 狙撃対策班は参加せず、結局 SS と地元の狙撃対策班の事前の顔合わせは一度も行われなかった。顔合わせをしていれば、狙撃の適地である AGR の建物 A の監視の任務分担をどうするか、SS 狙撃対策 H2 班からは建物 A の屋根の一部は樹木の死角に入ることなど、課題が共有されていたであろう。

第 2 に、既述のように、SS 狙撃対策班と地元狙撃対策班との間に、直接の通信系が設定されていなかったことである。直接の通信系が設定されていれば、クルックスの動向に関する情報が、SS 狙撃対策班にも直接且つ適時に共有されていたであろう。

現時点での政府公表資料や報道から判断する限り、この 2 つの問題の責任は SS 側にある。

なお、従前、大統領候補者の警護では、SS 狙撃対策班は配置されていなかったが、トランプ警護陣からの再三の要求を受けて、今回の選挙集会では、開催 5 日前の 7 月 9 日に SS 狙撃対策班の派遣が決定された。この派遣決定の遅延が、SS 狙撃対策班と地元警察狙撃対策班の間の連絡調整に支障を及ぼしたことは確かであるが、それだけが、SS 狙撃班の瑕疵の原因とは考えられない。

## (6) サイトエージェントの失敗

### (ア) 先遣サイトエージェントの任務懈怠

今回の警護事件では、以上見てきたように、多くの問題点が見られるが、これら問題点の多くは、先遣サイトエージェントによる調整不足、詰め甘さに起因するものである。「(2) 合同現地指揮所の不設置」、「(3) 無線通信網の構築の失敗」、「(4) 狙撃対策目隠し設備の欠落」、などその責任の多くは、先遣サイトエージェントにある。上記の他、次の問題もある。

### (イ) AGR 敷地、特に建物 A の警戒監視措置の欠落

AGR 敷地内の建物 A について、その警戒監視が必要であるということについては、関係者で意見が一致していたが、具体的に誰がどのように警戒監視を行うかについて、詰めがなされていなかった。これも正に SS 先遣サイトエージェントの責任である。

即ち、7 月 8 日の第 1 回実査の後の 9 日に、バトラー町警察官が AGR 建物付近に警戒要員を配置するように電話で SS に提言し、SS は了承したと報道されている<sup>26</sup>。他方、バトラー

<sup>25</sup> CNN-8/10

<sup>26</sup> CNN-8/8

一郡警察は、SS から AGR 建物群の警戒警備のため、パトカーと警察官の配置を要請されたが、資源不足を理由に配置を断っている<sup>27</sup>。ところが、11 日の最終事前実査では、SS 先遣サイトエージェントは、州警察官に対して AGR 建物の警戒は地元警察が担当すると述べている。

他方、8 日の第 1 回実査と 11 日の最終実査の間に、SS は地元警察による狙撃対策班の増強配置を要請して、2 個班の狙撃対策班が増強された<sup>28</sup>。

先遣サイトエージェントは、この措置で、狙撃場所となった AGR 建物の監視態勢が出来たと誤解した可能性がある。確実な方法は、会場北方の AGR の建物 B 内に配置した地元狙撃対策班を、クルックスが狙撃場所に使った AGR 建物 A の屋上に配置すべきであったのである。これは、SS 先遣サイトエージェントの実査不足や事前会議欠席の咎であろう。

#### (ウ) その他

今回の先遣サイトエージェントの任務懈怠は、現職の際に SS との折衝や協力を経験した筆者としては、驚くばかりである。上記の 2 点の他にも、任務懈怠は現場実査の不足や会議欠席も挙げられる。13 日当日の 9 時からの地元警察による直前の作戦会議に先遣サイトエージェントは参加していない。この会議は、警護計画の最終確認の会議であり、米国では警護に関与する関係機関が多数にわたるため、先遣サイトエージェントの参加は必須であろう。重大な懈怠である。

#### (7) SS 本部の責任

現在 SS による警護対象者は、正・副大統領、その家族、元大統領、正・副大統領候補者、行政府の重要人物など 40 人以上であり、その内、24 時間態勢での警護対象者は 2 ダーズ以上とされる。しかし、その警護のために必要な人員と資源の不足が指摘されている。今回の先遣サイトエージェントと SS 狙撃対策班の行動にも影響を及ぼしている可能性がある

トランプ氏の身辺警護員からは、屋外会場における集会のために、狙撃対策班、襲撃対策班、ゲート式金属探知機と保安検査要員の増強が必要であるとの要求がしばしばなされてきたとされる<sup>29</sup>。

更に、米国インテリジェンスはイランがトランプ氏の暗殺を企図しているとのインテリジェンス情報もあったのである。

このような状況にも拘わらず、トランプ氏の警護に投入された人員、資源は十分ではなかったとみられる。その背景には、SS における人員と資源の不足があり、SS は予算増額のために努力を傾注している<sup>30</sup>。

#### (8) 身辺警護員の俊敏な動きと緊急医療の準備

今回のトランプ氏狙撃事件では、SS とは思えないような様々な失態、懈怠が見られるが、

---

<sup>27</sup> WP-7/17②

<sup>28</sup> NYT-7/20①

<sup>29</sup> WP-7/21

<sup>30</sup> 2024 年 9 月下旬現在、ロウ SS 長官代行は、人員予算の増加に向けて必死に連邦議会対策に当たっていると報道されている (WP-9/19)。また、11 月 1 日 SS 最終報告書発表時の SS 広報文は、SS 予算の増額に向け連邦議会との調整が続いていることを示している。

評価できる点を二つ述べておく。

第1は、SS 身辺警護員の俊敏さと一体的行動である。狙撃の初弾から3秒以内には身辺警護員5人が自分達の身体でもってトランプ氏を覆い隠しており、2回目5発の連射狙撃からトランプ氏を守ったのである。その後のSS 身辺警護員の行動も評価できる教科書的対応と言えよう。

第2は、救急医療の準備である。高規格救急車と救急医の配置や緊急病院の事前準備など、警護事故が起きないことを前提とせずに、起きた場合のダメージ・コントロール（損害極限）の準備をしておくことが、万が一の場合の損害の軽重を左右するのである。

## 4 我が国への教訓

最後に、今回の暗殺未遂事件にかかわるSSによる警護措置で、成功例として我が国が見習うべき教訓、及び失敗例として反省点の背後に見られる我が国への教訓を幾つか提示する。

### （1）警護対象者の自衛行動の教育

本事件では、狙撃に気が付いたトランプ氏は、初弾発射から約2秒後には、現場にしゃがみ込んで姿勢を低くして攻撃可能面積を狭くしている。常日頃から、狙撃を受けた時の自衛行動として、SSが警護対象者に教育していると見られる。本事件では、この自衛行動とSS 身辺警護員の対応により、狙撃の第2次攻撃の5連射からトランプ氏は守られている。

警察庁報告書によれば、安倍元総理暗殺事件では、1発目と2発目の間には2.7秒の間隔があった<sup>31</sup>。2発目が命中して致命傷となったのであるから、安倍元総理が1発目の狙撃を受けた後に、すぐ姿勢を低くしていたとしたら、結果は違ったものになっていたであろう。

警護対象者に期待される自衛行動について、警察庁の報告書では言及がないが、警護対象者に対して自衛行動の教育をするなど、被害極限の努力もするべきであろう。

### （2）身辺警護チームの俊敏且つ一体的な活動

身辺警護チームは、警護対象者を守るためにリーダーを中心に一体として機能する必要がある。今回、直近にいたSS 身辺警護チーム5人は、狙撃が始まるや否やトランプ氏に殺到して、初弾発射から3秒後には既に全員でトランプ氏の身体を覆って守る態勢ができており、クルックスによる第2次攻撃の5連射からトランプ氏は守られた。その後の現場離脱も迅速的確であった。正に、教科書通りに俊敏且つ一体的に機能したと評価できる。

俊敏且つ一体的に機能するには、チーム構成員が互いを良く知って自然とチームワークが発揮できる態勢になっていることが重要である。更に、符牒などを使用して警護無線を駆使する必要もある。

我が国の警護の実態を見ると、安倍元総理暗殺事件の際や、岸田総理暗殺未遂事件の際に

---

<sup>31</sup> 警察庁「令和4年7月8日に奈良市内において実施された安倍晋三元内閣総理大臣に係る警護についての検証及び警護の見直しに関する報告書」2022年8月、18頁。

も、身辺警護チームは、警視庁 SP と現地県警察警護員のアドホックな混成チームであり、警察庁報告書やニュース映像を見ても、リーダーを中心に一体的に機能していたとは言えない状況であった。両事案とも、このようなアドホックの混成チームの弱点が露呈したと言えよう。今後もアドホックの混成チームでの警護を基本とするのであれば、チームワーク確保のために相当の努力が必要であろう。

なお、警察庁報告書によれば、安倍元総理暗殺事件の身辺警護チームは警護無線を使いこなしていないが、改善策の言及はない。既に改善策が取られていない場合には、具体的な対策が必要であろう。

### (3) 身辺警護員の装備

今回の狙撃事件でも明白になったが、身辺警護員の主要な任務は、警護対象者に対する攻撃を身体で受け止めることであり、正に「盾」となることである。映像で見る限り、SS 身辺警護員は防弾チョッキを着用しており、他方、我が国で多用されている防弾板は今回見られなかった。咄嗟の場合には、防弾板を開いているよりも、防弾チョッキ着用の身辺警護員が警護対象者に覆い被さったり、攻撃者に突進して身体で射撃の死角を作り出したりする方が、俊敏且つ防護範囲が広いのは明らかである。我が国でも、防弾チョッキと防弾板の使用方法を検討すべきであろう。

### (4) 緊急治療の準備

安倍元総理暗殺事件においては緊急治療が可能な病院までの搬送と緊急治療の開始までに時間を要したが、事件後に発表された警察庁報告書では、警護対象者が受傷した場合の緊急治療について言及はなかった<sup>32</sup>。

今回のトランプ氏狙撃事件では、幸い軽傷だったので救急車では搬送しなかったが、現場には高規格救急車と救急医が待機していた。また、狙撃から病院に到着して治療開始するまで 30 分未満であった。1981 年のレーガン大統領暗殺未遂事件では、狙撃後約 3 分で病院に到着し、緊急輸血の措置後、狙撃 30 分後には手術が開始されている。これに対して、安倍元総理暗殺事件では、狙撃を受けてから大学病院に到着するまでに既に約 50 分を要しており<sup>33</sup>、緊急輸血など実質的な手当の開始は更にその後である。この時間差が結果を左右することが有り得るのである。危険度の高い警護対象者の場合には、我が国でも、高規格救急車、緊急病院など緊急治療の準備が必要であろう。

### (5) 一体的無線通信系の設置と無線通信の活用：他山の石

本来、身辺警護員、狙撃対策班、行先地警護員、地元警戒員など、警護従事者は、無線通信で結ばれて一体として機能する必要がある。

<sup>32</sup> そもそも、警察庁報告書の時系列表には、狙撃を受け受傷した時点までの記載しかない。緊急治療の評価と改善策の記載もない。

<sup>33</sup> MBSNEWS、「【消防無線の全容】安倍元総理銃撃の第一報～ドクターヘリ搬送完了までの約 50 分間 奈良市消防局」2022 年 7 月 18 日。

<https://www.mbs.jp/news/feature/kansai/article/2022/07/090030.shtml>

ところが本警護では、SS 先遣サイトエージェントの怠慢によって、郡警察指揮所と（SS 担当官の所在する）州警察指揮所は別々に設置され、且つ、現地警察の無線通信と SS 警護無線通信という二つの無線通信系に関して、相互をモニターする態勢も構築されていなかった。その結果、現地警察と SS 間の連絡は伝言ゲームとなり、地元警察が把握した不審者情報や脅威情報が、SS 身辺警護員や SS 狙撃対策班に迅速的確に伝達共有されず、狙撃の事態を招いてしまったのである。無線通信系の構築の失敗である。

更に、伝言を受けた州警察指揮所 SS 担当官は、不審者情報を SS 警護員全員に無線通信を使って伝達共有すべきところ、個別に携帯電話の通話又はテキストメッセージで伝達したため、情報伝達に遅延が生じただけでなく、SS 身辺警護員は不審者情報自体を知らされていなかった。このため身辺警護員によるトランプ氏の狙撃前の避難などの措置が取れなかったのである。

安倍元総理暗殺事件では、身辺警護員チームのメンバー間ですら警護無線を活用していない状況が伺われた。警護では無線通信の活用が必須であり、身辺警護員を含む全警護従事者間の無線通信系がどのように構築されているか再確認が必要であろう。更に、安易に携帯電話による連絡に頼らず、無線通信を活用することが重要である<sup>34</sup>。

## （6）狙撃対策班：他山の石

今回の狙撃事件での抜かりの 1 つは、SS 狙撃対策班の対応である。狙撃場所となった建物 A 屋上は、警護対象者トランプ氏から約 140m と狙撃の適地であった。従って、SS 狙撃対策班は、この建物に対する警戒を怠ってはならなかったのであるが、クルックスに合計 8 発も狙撃されしまった。SS の狙撃対策の専門家ですら、こういう失敗を犯すのである。

射距離 200m 程度は容易な狙撃距離で、狙撃専門家でなくても十分狙撃できる距離である。現在は射程 1 マイル以上の狙撃銃も普及しているし、実際の戦場では 3km 以上の遠距離から狙撃を成功させた事例もある。我が国の警察官の殆どは、自動小銃の射撃経験がないので、小銃の威力についての肌感覚を持っていない。そういう状況で、どの程度の狙撃対策をとるか大きな課題であろう。

## （7）先遣サイトエージェントの重要性：他山の石

今回の狙撃事件での最大の問題は、SS の先遣サイトエージェントの怠慢である。必要な無線通信系の不構築、狙撃対策班の地元警察との連携不足、狙撃場所となった建物屋上に対する警戒不足など、全て多かれ少なかれ先遣サイトエージェントに責任がある。

米国 SS のように場数を踏んだ専門家、先遣サイトエージェントによる行先地警護の統括調整があっても、そこに怠慢があれば今回のような失敗が生じてしまう。他方、我が国の場合は、必ずしも場数を踏んだ専門家が現場で調整する訳ではなく、警察庁からの書面指導が中心となると考えられるので、相当の工夫が必要であろう。

---

<sup>34</sup> 因みに、筆者は警護室長在任時に、総理訪米警護で米国 SS の警護無線通信を見聞した。その際は、移動中の総理警護車列の警護員に対して、次の行先地の SS サイトエージェントから、行先地の状況について次々に無線通信があり、大変重宝した記憶がある。



## (8) ドローン攻撃対策

最後に、SSによる警護措置の成功例でもなく、失敗例でもないが、ドローン攻撃対策が重要であろう。現在進行中のロシア・ウクライナ戦争において、安価なドローン爆弾を用いた経空攻撃の有効性が立証された。そのため、SS最終報告書でも、ドローン攻撃対策の強化が記述されている。

ドローン攻撃対策としては、ネット・ガン、ドローン電子妨害システム、レーザー砲、電磁パルス（EMP）砲など多様な装備が既に開発されている。その中には、我が国の従来の法制では使用を想定していないものもあろうが、有効な装備であれば使用すべきであるし、警察庁はそのための努力を惜しむべきではないであろう。

## 別添 1 狙撃事件の時系列的経緯<sup>35</sup>

### (1) 事前の状況

- 7月3日：トランプ選挙運動本部、「バトラー農場ショー」に、選挙集会会場としての借上げを打診。
- 7月6日：クルックス、グーグルで、ケネディ大統領の暗殺事件の際の狙撃距離が265フィート（約80m）であったことを調査。また、同日、選挙集会に参加の登録をする。
- 7月7日：クルックス、選挙集会会場を下見。
- 7月8日：SSの先遣サイトエージェント3人（SS本部とピッツバーグ支局）が現地を訪問して、関係警察と現場実査と警備会議を開催。この場で、SSサイトエージェントは、AGR建物群を、小銃の射程内であるにも拘わらず、立入規制区域から除外した。
- 7月9日又は10日：SS、地元警察に狙撃対策班の増強を依頼する。
- 7月11日：関係者による最終実査。その際、SSは、AGR建物群を監視対象ではなく、地元狙撃対策班がそこから群衆を監視する監視ポストと規定したという<sup>36</sup>。
- 7月12日 クルックス、射撃場で射撃練習。

### (2) 7月13日当日の状況

- 09時00分：事前の最終警備会議（州警察を含む関係地元警察が参加）
- 10時00頃から、クルックス、会場の事前調査を約70分間行った後、自宅のあるベセルパーク町に帰って銃弾50発を購入し、再び会場に向かう。
- 10時30分：地元狙撃対策班、配置完了。
- 13時00分頃：集会会場への入場開始
- 15時00分頃：会場で音楽演奏その他の事前パフォーマンス開始。
- 15時35分頃：クルックス、会場に再び到着。
- 15時50分頃から、クルックス、AGR敷地の上空（演台から200ヤード）でドローンを11分間飛行させ、偵察する。その後、AGR敷地内のピクニック用テーブルに座る。
- 16時26分：地元狙撃対策班員ジェイソン・ウッド（ビーバー郡SWAT）が帰宅時に、AGR敷地建物群の中央付近のピクニック用テーブルで、クルックスを見かける。
- 17時10分：地元狙撃対策班員グレゴリー・ニコル（ビーバー郡SAWAT）が監視場所のAGR建物Bの2階から、建物Bの南西端付近の地上にいたクルックスを見掛ける。不審を感じて、14分クルックスを写真撮影。
- 17時32分：ニコル、クルックスがゴルフ用の測距計を保持しているのを目撃。
- 17時38分：ニコル、狙撃対策班仲間（ビーバー、バトラー、ワシントン3郡の混成チーム）にグループチャットで情報共有。写真送信と「青年が、AGR建物を観察すると共に測距計で演壇方向を見ていた。同青年を見失った。SS狙撃対策班にも通報して欲しい」と連

<sup>35</sup> 主としてNYT-7/20①、SS暫定報告書。

<sup>36</sup> NYT-7/17①

- 絡。40分、仲間から返信「自分で指揮所に無線連絡して、制服警察官に調査させてもらえ」。
- 17時41分：ニコル、郡警察指揮所（バトラー郡警察）担当エド・レンズに無線通信。「青年が、建物を観察すると共に測距計で演壇方向を見ていた。同青年を見失った」。また、ビーバー郡警察の上司に写真付きメッセージを送信し、現地本部に提供するように依頼し、上司は実行。
- 17時44分：レンズは携帯電話で、州警察指揮所のジョセフ・オレイヤーに不審情報を伝達。オレイヤーと一緒にいたSS担当官に口頭で知らせる。次にクルックスの写真も送信。郡警察指揮所と州警察指揮所間には共通の無線通信系が存在しなかったため、携帯電話で連絡せざるをえなかった。
- 17時45分：レンズ、現場に無線連絡「州警察か郡警察がそちらに向かうだろう。」
- 17時51分：州警オレイヤーは、一緒にいたSS担当者に画像を送信。
- 17時52分：SS狙撃対策班とSS襲撃対策班は、測距計を持った不審者の存在の通報を受ける。但し、不審者情報の認識であり<sup>37</sup>、更に、SS身辺警護員には、これらの不審者情報自体も共有されていなかった<sup>38</sup>
- 17時54分：レンズ、(州警察など対応する者がいないために)交通整理担当のバトラー町警察官にクルックスの搜索支援を依頼する<sup>39</sup>。町警察官4人が搜索に参加する。
- 18時02分：ニコル、配置場所の建物Bの2階北西部からクルックスを目撃し、北方の建物付近で発見と無線連絡。問われて、北東のガソリンスタンド方面に行くと推定すると無線で回答<sup>40</sup>。
- 18時03分：レンズが、州警オレイヤーに連絡。
- 18時04分：郡警察指揮所、地元全警察官に無線連絡。男はガソリンスタンド方面に向かった。バトラー町警察など地元警察官は地上を搜索。
- 18時03分：トランプ、演台に向かって歩む。18時05分演説開始。
- 18時06分：警察官がクルックスを探している間に、クルックスは一番北の建物Dに附置してあったエアコン設備をよじ登って屋根に到達。
- 18時09分：クルックス、建物群の平屋根の屋上を渡り歩いて、南端の建物Aの屋根に到達。この間、小銃は銃床を短縮してバッグパックに収納していたと見られ、この時点まで小銃は目撃されていない。
- 18時08分台、地元警察官が、屋根に誰かいると無線連絡。この頃、ニコル、バトラー町警察3人、州警察1人、他1、2人の警察官、合計6、7人が狙撃場所となった建物A周辺で、クルックスを探していたが、見えない状況であった。
- 18時09分：レンズ、屋上に不審者がいると州警察オレイヤーに電話連絡。
- 18時09分台、何人もの民間人の傍観者が、「男が銃を持っている」と声を発する。

---

<sup>37</sup> CNN-8/10

<sup>38</sup> WP-7/27

<sup>39</sup> WP-7/27

<sup>40</sup> WP-8/3

- 18時10分0秒：SS狙撃対策H2班（北）はAGR建物方向を注視。但し、樹木の死角になって、クルックスを視認できなかつたと思われる<sup>41</sup>。
- 同時刻：SS狙撃対策H1班（南）も北を向く。但し、まだ不審者情報のみ。この時点では、SS狙撃対策班は、クルックスが銃を持っている脅威か否か不明であり<sup>42</sup>、武器を持った脅威かどうかの判断に時間を取られた<sup>43</sup>。
- 18時10分54秒：バトラー町警察の警察官が、同僚に押し上げられて建物A屋根上を覗き見て、屋根上からクルックスにライフルを突き付けられて落下。バトラー町警察官は、男が小銃をもっていると無線連絡。（この無線通信は、郡警察指揮所には届いたが、州警察指揮所やSS担当官には傍受されていない。）<sup>44</sup>
- 18時11分頃：レンズ、地元緊急対処班QRF（バトラー郡SWAT）に対して小銃を持った男がいると出動を指示。緊急対処班は、トランプ演台後方の建物内で待機していたが、無線通信を傍受していて、既にAGR建物Aに向かって前進待機していた。
- しかし、レンズはこの脅威情報をオレイヤーに伝える余裕が無かつた。（仮に、SS警護員と情報共有ができていれば、狙撃は防げたのである）。
- 18時11分21～32秒：付近の民間人が気付いて、逃げたり、騒ぎ出す<sup>45</sup>。
- 18時11分32～34秒：クルックス、3発連射。初弾がトランプの耳を掠める。
- 18時11分33秒：トランプ、耳に手を当てる。
- 18時11分34秒：トランプ、演台下に身を隠す。SS警護員5人、トランプ氏の周りに殺到して、身をもって盾となる<sup>46</sup>。
- 18時11分36～37秒：クルックス、5発連射。
- 18時11分38秒：地元緊急対処班員が建物Aの約100m南方から射撃。銃弾が、クルックスの小銃の銃床に当たり破片がクルックスの顔、頸、右肩付近に飛び散る。クルックスは一瞬怯んで、態勢を立て直しそうとする。
- 18時11分47秒：SS狙撃対策H1班（南）が、約160mの距離からクルックスの頭部を狙撃して射殺。
- 18時12分16秒：SS無線「狙撃犯制圧」
- 18時12分：トランプ、立ち上って、演壇から降りる。
- 18時14分：トランプ車列、病院に向かって出発。（最後の弾の発射から約2分30秒後と短時間で現場を離脱している）。
- 18時40分：バトラー記念病院で治療開始。
- 21時30分：トランプ、病院出発。ピッツバーグ空港から離陸。

---

<sup>41</sup> CBS-7/26

<sup>42</sup> Jeff Ostroff.

<sup>43</sup> WP-7/16

<sup>44</sup> CNN-8/8

<sup>45</sup> CBS-7/26

<sup>46</sup> CNN-7/14

## 別添2 本狙撃事件に関する引用文献・参考文献

### < 公的資料 >

- 【SS 最終報告書】 Secret Service, *U.S. Secret Service Mission Assurance: U.S. Secret Service Inquiry into the Events of July 13, 2024, 1 November 2024*, <https://www.secretservice.gov/sites/default/files/reports/2024-11/Mission-Assurance-Inquiry-Summary.pdf>
- Secret Service, “U.S. Secret Service Releases Completed Mission Assurance Inquiry into the Attempted Assassination of Former President Donald Trump,” *News release*, 1 November 2024, <https://www.secretservice.gov/newsroom/releases/2024/11/us-secret-service-releases-completed-mission-assurance-inquiry-attempted>
- 【SS 暫定報告書】 Secret Service, *U.S. Secret Service Mission Assurance Report Summary*, 20 September 2024, <https://www.secretservice.gov/sites/default/files/reports/2024-09/FOR-RELEASE-U.S-Secret-Service-July-13-Mission-Assurance-Report-Summary.pdf>
- Press conference with the SS acting director Row (“U.S. Secret Service Mission Assurance Investigation Briefing”)、20 September 2024, <https://www.youtube.com/watch?v=u3wGXDIpUeo>
- 【連邦議会暫定報告書】 Congressman Clay Higgins, *Preliminary Investigative Report to Chairman Mike Kelly Investigative Authority: House Bi-Partisan Task Force on the Attempted Assassination of Former President Donald Trump*, 12 August 2024, <https://clayhiggins.house.gov/wp-content/uploads/2024/08/Preliminary-Investigative-Report-8.12.24.pdf>
- 【バトラー郡計画書】Butler County Sheriff, *Butler ESU Donald J. Trump Detail*, 13 July 2024, <https://www.documentcloud.org/documents/25020336-butler-esu-trump-rally-detail-plan>
- 【ビーバー郡報告書】Beaver County Sheriff, *FPOTUS After Action Beaver County ESU/SWAT*, 13 July 2024. <https://www.documentcloud.org/documents/25020334-trump-shooting-butler-after-action-report>

### < 報道 >

#### ABC News

- ABC-7/27: Sasha Pezenik, Jack Feeley, and Josh Margolin, “Failure of communication: Local SWAT team details account of Trump rally assassination attempt,” 28 July 2024
- ABC-7/30: Sasha Pezenik, Jack Feeley and Josh Margolin, “Local SWAT team blames Trump assassination attempt on lack of planning, communication”.30 July 2024.
- ABC-7/31: Holmes Lybrand, Hannah Rabinowitz, Devan Cole and Tierney Sneed, CNN “Takeaways from Senate hearing on Trump assassination attempt and Secret Service failure,” *ABC News*, 31 July 2024.

<https://abc7chicago.com/post/takeaways-senate-hearing-trump-assassination-attempt-secret-service-failure/15126089/>

## CBS News

- CBS-7/26: Maurice DuBois, Michael Kaplan, et al., "Timeline of Trump shooting shows Secret Service was aware of suspicious person 20 minutes before assassination attempt," 26 July 2024.
- CBS-8/16: Jennifer Borrasso, "Butler SWAT operator's shot delayed Trump rally gunman before Secret Service killed him: report," 16 August 2024

## CNN

- CNN-7/14 : Jeremy Herb and Dakin Andone, "How the Trump assassination attempt unfolded," 14 July 2024
- CNN-15: John Miller, Casey Tolan and Evan Perez, "A shooting range, a gun store, and a ladder purchase: Tracking the Trump rally gunman's movements leading up to his attack," 15 July 2024.
- CNN-7/24: Holmes Lybrand and Hannah Rabinowitz, "Pennsylvania state police commissioner reveals stunning details about Trump shooting," 24 July 2024.
- CNN-7/29: Holmes Lybrand, Hannah Rabinowitz and Scott Glover, "Text messages, radio chatter show confused communications around tracking Trump's would-be assassin," 29 July 2024.
- CNN-8/8 : Curt Devine, Holmes Lybrand, et al., "New bodycam video shows moment police officer saw Trump shooter just before assassination attempt | CNN Politics," 8 August 2024.
- CNN-8/10 : Majlie de Puy Kamp, Scott Glover, et al., "'Could it have been avoided? Local cops detail breakdown in efforts to stop Trump's would-be assassin," 10 August 2024.

## Wall Street Journal (WSJ)

- WSJ-7/16: Jan Wolfe and C. Ryan Barber, "Trump Shooting Thrusts Role of Local Authorities Into Spotlight," 16 July 2024.

## Washington Post (WP)

- WP-7/15 : Jon Swaine, Abbie Cheeseman, et. al., "Police were warned of Trump rally shooter at least 86 seconds before gunfire, video shows." 15 July 2024.
- WP-7/16 : Carol D. Leonnig, Isaac Stanley-Becker and Shawn Boburg, "Police snipers were inside building as Trump rally shooter fired from roof," 16 July 2024

- WP-7/17① : Samuel Oakford, Aaron Steckelberg, et al., "Obstructed view may have delayed sniper response at Trump rally," 17 July 2024.
- WP-7/17② : Carol D Leonnig, Isaac Stanley-Becker, et. al., "Secret Service was told police could not watch building used by Trump rally shooter," 17 July 2024.
- WP-7/20 : Hannah Allam and Devlin Barrett, "Lack of motive in Trump attack frustrates public, but fits a pattern," 20 July 2024
- WP-7/21: Josh Dawsey, Carol D. Leonnig, "Secret Service said to have denied requests for more security at Trump events," 21 July 2024.
- WP-7/24 Devlin Barrett, "Trump rally shooter searched for info on JFK assassin, FBI chief says," 24 July 2024
- WP-7/27: Josh Dawsey and Carol D. Leonnig, "Trump team complained they were not told of suspicious-person reports before shooting, " 27 July 2024.
- WP-7/30: Samuel Oakford, Shawn Boburg, et al., "Trump rally gunman stopped firing after local officer shot at him," 30 July 2024.
- WP-8/3: Shawn Boburg, Samuel Oakford and Devlin Barrett, "'We lost sight of him': Radio traffic shows failed search for Trump rally shooter," 3 August 2024/.
- WP-9/13: Carol D. Leonnig, "Secret Service probe details failures before Trump rally shooting," 13 September 2024.
- WP-9/19 : Maria Sacchetti, Carol D. Leonnig, et. al., "Secret Service seeks funding boost to address dangerous 'new reality'," 19 September 2024, updated 20 September 2024.
- WP-9/20 : [Maria Sacchetti](#) and [Mark Berman](#), "Secret Service is responsible for multiple security failures in Trump attack July 13, report says," 20 September 2024.

## New York Times (NYT)

- NYT-7/16①: Campbell Robertson, Zolan Kanno-Youngs and Eileen Sullivan, "At Trump Rally, Local Police and Gunman Were in Same Warehouse Complex," 16 July 2024.
- NYT-7/16② : Heather Knight, "The hospital that treated Trump was tightly locked down, with other patients receiving care in the parking lot.," 16 July 2024.
- NYT-7/17①: David A. Fahrenthold, Glenn Thrush, et al., "A Blind Spot and a Lost Trail: How the Gunman Got So Close to Trump," 17 July 2024, Updated 18 July 2024
- NYT-7/17② : Glenn Thrush, Jack Healy and Luke Broadwater, "Gunman's Phone Had Details About Both Trump and Biden, F.B.I. Officials Say," 17 July 2024.
- NYT-7/19 : Emily Cochrane, Eder, Steve, et al., "From Honor Student to the Gunman Who Tried to Kill Donald Trump," 19 July 2024
- NYT-7/20① : Campbell Robertson, Kate Kelly, et al, "Dozens of Local Police Officers Were at Trump's Rally. Very Few Were Watching a Critical Area," 20 July 2024.
- NYT-7/20② : Zolan Kanno-Youngs and Maggie Haberman, "SECRET Service says it denied earlier Trump requests for more federal resources," 20 July 2024, updated 21 July 2024.
- NYT-7/23 : Leanne Abraham, Helmuth Rosales, et al., "How the Trump Rally Gunman Had an Edge Over the Countersnipers," 23 July 2024.

- NYT-7/26: Malachy Browne,; Devon Lum,; Alexander Cardia, "Speculation Swirls About What Hit Trump. An Analysis Suggests It was a Bullet," 26 July 2024
  - NYT- 7/28: Haley Willis, Aric Toler, David Farenthold and Adam Goldman, "Gunman at Trump Rally Was Often a Step Ahead of the Secret Service". 28 July 2024.
  - NYT-8/9: Neil Bedi, Aric Toler and Haley Willis, "New Footage From the Trump Assassination Attempt Shows a Frantic Police Effort to Reach the Gunman," 9 August 2024.
  - NYT-9/16: Eileen Sullivan, "How Secret Service Details Are Assigned," 16 September 2024.
  - NYT-9/20: Eileen Sullivan and Kate Kelly, "Communication Failure Plagued Deadly Trump Rally, Secret Service Finds," 20 September 2024.

## YouTube

- Jeff Ostroff 9/1: Jeff Ostroff, "Why Secret Service Waited To Kill Trump Shooter," jeffostroff, 1 September 2024, <https://www.youtube.com/watch?v=OXhymWr29TY>



警察政策学会資料 第137号

江蘇省国家安全庁第6局による経済スパイ  
韓国国情院による対米影響力工作  
トランプ前大統領狙撃事件と警護の教訓

令和6(2024)年12月

編集 テロ・安保問題研究部会

発行 警察政策学会

〒102-0093

東京都千代田区平河町1-5-5 後藤ビル2階

電話 (03) 3230-2918・(03-3230-7520)

FAX (03) 3230-7007